

第105回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和3年12月8日(水曜日)

出席議員 (12名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ		
欠席議員 (1名)	14番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (9名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	健康福祉課長	長峰忠夫	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	教育課長	宇多雅弘		
<p>〈備考〉</p> <p>午前出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 健康福祉課長 商工観光課長 教育課長</p> <p>午後出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 健康福祉課長 農林振興課長 建設課長 教育課長</p> <p>委員会室待機</p> <p>■午前 企画防災課長 税務課長 住民課長 高年介護課長 農林振興課長 建設課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長</p> <p>■午後 企画防災課長 税務課長 住民課長 高年介護課長 商工観光課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長</p>				
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

副議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

12月に入り、日中は暖かい日差しもありますが、日一日、ずっと冷たい風が増してくるようになりました。体調の管理には十分気をつけていただきたいというふうに思います。

本日、明日は、一般質問であります。質問者におかれましては、質問趣旨をまとめ、論点を明らかにして、熱い議論を展開していただけるよう望みます。

本日、石堂議長より入院治療のため本日の会議を欠席する旨の届出が提出され、受理しており、議長が欠席されていますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いたします。

それでは、直ちに日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告します。

議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を実施しています。議場における3密を避ける取組として、議員席の間隔を広く取るために仮設席を設け、3人席の岡本安夫議員と千種議員に席の変更をお願いしています。

また、当局についても説明職員の出席を最少人数とし間隔を広げて着席いただいております。

議場内では原則マスクの着用をお願いしていますので、ご理解をお願いします。

なお、質問席並びに答弁席にはアクリル板を設置し飛沫の飛散防止対策を行っています。発言者並びに答弁者のマスクの着用については、各自の判断で対応をお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

副議長（小林裕和君） 日程第1は、一般質問であります。

9名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、指名します。

まず初めに、8番、岡本義次議員の発言を許可します。

〔8番 岡本義次君 登壇〕

8番（岡本義次君） 8番議席、岡本義次でございます。

師走に入り、あと20日余りで、令和4年に向かうこととなります。急に冷え込んでまいりましたので、皆様、風邪など引かれぬように、ご注意をお願いしたいと思います。

コロナで2回接種した人が、大分落ち着かれて旅行とか飲食もゴーが出たんですけど、また、新たに、オミクロンという第3の強敵が現れまして、世界的に、また、後戻りするような格好になっております。

亡くなる方は、少なくはなっておりますけれど、亡くなられた方にご冥福をお祈りしますと同時に、医療従事者、インフラ、そして、役場の皆様には、御苦勞をかけておりますので、ありがとうございます。お礼申し上げます。

本日は、不登校の対策はできているのかということで、この席からさせていただきまして、2つ目の笹ヶ丘荘の今後はどうするのかという2問につきましては、議員席からの質問とさせていただきます。

今、全国で、不登校の小中学生が19万6,127人いると新聞に出ております。

昨年と比べていうのは、昨年じゃなくて、平成の17年ぐらいは、その推移で、小学生の分が2,400、2,500ぐらいでいってございましたけれど、そして、この令和になりまして、急に7,400ぐらい、3倍近くには増えてきておりますので、昨年というのを、ちょっと、変更というのか、直させて、訂正させていただきます。

小学生が3倍に増えているということが、近くなっておるということでございまして、佐用町では、小学、中学生で不登校の児童、生徒は何人いらっしゃるのか。

そして、次のことを、教育長に伺っていきます。

1つ、どんな理由で休んでいるのでしょうか。

2つ、いつから休んでいるのですか。

3つ、どこの学校なのか。氏名は聞きませんが、分かれば教えていただきたいと思いません。

4、今後、どんな対策をしていくのでしょうか。

5つ、各児童・各生徒は、先生との、そういう毎日連絡帳をつくって、交換をしておるのでしょうか。

6つ、いじめは、小学、中学生で19年度60万人、20年度59万人と多くのいじめがありますと、佐用町の場合は、どんなんでしょうか。佐用町の小中学はどうなっているのでしょうか。

7つ、どういう対策を取っておりますか。そこらへんについて、伺っていきます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長（小林裕和君） はい、浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、町内の小中学生の不登校の状況とその対策についてのご質問にお答えいたします。

今年度、1学期末の時点で、10日以上になっている児童生徒を不登校としておりますので、それに従って答えさせていただきます。

現在、町内の不登校の児童生徒数は、中学校では14人、小学校ではゼロです。

また、プライバシー保護や様々な観点により、学校ごとの人数の公表は、この場では控えさせていただきます。

また、いつからかということですが、個々によって違いますので、小学校からの子もいますし、その学年によって、ここからという形が多いという傾向もありませんので、小学校から、中学校から、個々によってバラバラですので、ちょっと、一概には言えません。

また、各学校と教育委員会では、効果的な不登校支援につなげるためにも、個々の不登校児童生徒の不登校のきっかけや継続理由についての的確な把握に努め、その原因を分析しています。しかし、不登校になっている理由は、個々によって様々で、無気力、不安感、学力不振や学習意欲の低下、対人関係から精神的に不安定になっているケース、家庭環境

の影響、起立性調節障害と診断されたことなどが挙げられます。複数の要因が関係している場合もありますので、児童生徒本人にもその原因がよく分からないということもあります。全ての学校で、不登校の児童生徒と先生との連絡帳をつくってやりとりをしているわけではありませんが、個々の児童生徒や保護者の意向を尊重しながら、定期的に家庭訪問や面談をして学校の様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりして丁寧に対応しております。

不登校児童生徒への支援については、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律と、その基本方針に基づき、魅力のある学校づくりや児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施しているところです。また、体験学習等を通して、自己肯定感や自己有用感を育み、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けた支援を組織的・計画的に行っています。適応指導教室とも積極的に連携し、校内支援体制の整備や教員間での情報共有と共通理解を大切にしています。

不登校児童生徒と同様、不登校傾向の児童生徒についても、早い段階からの養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関との連携による教育相談体制を充実させ、教員や保護者を対象とした学習会や支援に関する情報提供も含めて個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を推進しています。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうるものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、支援に当たっては、児童生徒の意思を十分に尊重しながら行っていきます。

次に、町内の小中学生のいじめの状況とその対策についてのご質問にお答えいたします。

町内の学校でのいじめ認知件数は、平成30年度、小学校は14件、中学校は12件。令和元年度は、小学校で28件、中学校で21件。令和2年度は、小学校で13件、中学校で17件でした。今年度は10月末までで、小学校で4件、中学校で6件のいじめを認知しております。

いじめ事案の内容については、「冷やかしかからかい、悪口、嫌なことを言われる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」というものがほとんどです。中学校では、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」という事案もありました。

いじめを漏れなく認知するためには、町内の全ての教職員が改めて、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を確認し、積極的な認知を行うとともに、学校を挙げて早期発見に向けた取組を行うことが重要です。

兵庫県では、いじめの認知件数が多い学校について「いじめの初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的な評価をしております。佐用町教育委員会においても、県が実施している月別問題行動調査を活用し、各校のいじめの認知件数を毎月確認するとともに、認知件数がゼロの学校に対しては積極的な認知が図られているかどうかの確認を行っております。

各校では、いじめの実態を早期に発見するため、いじめに関する項目を入れた生活アンケートを学期ごとに実施しています。そのアンケートについても複数の職員でチェックしたり、気になる点があれば、児童生徒と面談して事実確認をしたりするなど、丁寧な対応を心がけています。不登校の対応と同様に、全職員で情報を共有し、関係諸機関と連携した組織的な対応ができる体制づくりをしております。

また、いじめの防止等のための対策については、いじめの早期発見や対処と併せて、未然防止に積極的に取り組むことが重要だと考えております。

「特別の教科 道徳」を要としたすべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ることや、ソーシャルスキルトレーニングなど成長を促す生徒指導も取り入れております。

このいじめの未然防止の取組が確実に成果を上げるためには、学校の教職員が児童生徒と向き合うための時間を確保することが必要ですので、引き続き、学校における働き方改革や業務改善の取組も推進していきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 今、教育長からいただきました不登校の、この10日というのは、全国的に、これは佐用町も一緒の10日という基準なんでしょうか。これが1つ。

それから、2つ目は、不登校の数、中学生が14人、小学生ゼロとおっしゃいましたけれど、これは、いわゆる令和3年度の分での数なんでしょうか。前年度とか、そのもう1つ前、そこらへんと比べたら、どんなんでしょうか。そこらへんの2点についてお伺いします。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 10日ですが、これは兵庫県の日数に従って、私たちは、ずっと、認知しておりますので、それが全国的かどうかは、ちょっと、私の今のあれでは、ちょっと、分からないんですが、1学期末で10日、2学期末で20日、1年間を通しては30日を超えた場合に不登校として認知をしております。

先ほど、申し上げた、中学校で14人、小学校はゼロというのは、今年度1学期末、8月末までの現在の状況ですので、それから、今、2学期入っていますので、2学期末ではどうなるかは、また、ちょっと、人数が、まだ、確定していないところでございます。

それから、前年度は、どうかというご質問ですが、昨年度も同じ大体の人数、14人になっております。小学校は1名、中学校は13名という形で、例年、若干の数の多い少ないはありますけど、大幅に増えるとか、そういうことはないです。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 全国ということで、19万6,000人からいらっしゃるんですけど、佐用の数としては、中学校で10人とか、小学校で1人、ゼロということでございます。そうした場合、若干、少なくても、ほか全国平均と比べたら、いい方向なのかと思っておりますけれど、私は、やはり小学校や中学校で、学校へ行かなかつたら、親はもちろんのこと、おじいさん、おばあさんにしても、大変、やっぱり心配なことではございますので、やっぱり、元気になって、学校へ行ってもらいたいという気持ちが誰もが持っていることではございます。子供は、国の宝でありますので、元気な子にしてやってほしいというのは、そういう願いでございます。

それと、私は、提言するんですけど、今、教育長は、100均へ行ったらノートありますので、何月何日、どういうことがあったということを、生徒に全部書かせて、こういうこ

とが、今日、いろいろ楽しかったことあった。そして、こういういじめもあったということ、全部、各1冊ずつ持たせてくださいよ。そしたら、それぐらいは、みんな、予算、出しますからね、ほな、早期に発見することができます。ですから、それが見たら、親も見て、先生も見て、子供が、そういうこと書いてしておいたら、いち早く、確認いうんか、見つけることができますので、ですから、私は、これはぜひやってほしいと思います。

それから、各子供によって、いろいろ状態が不登校のことでも、それから、いじめのことでも、いろいろ状況なり、子供によって変わるんですけど、私、思うんですけど、また、これも提言するんですけど、人間といたら、食べることとか、それから、運動したり、そして、いろいろなあります。

ですから、子供の時に、とにかく運動させて、どんどん、どんどん、ほなお腹がすくと、ほな食事をする。ほな、夜もぐっする眠れる。そしたら、そういう、いろいろなことを思わんでも、学校へ行くような元気になると思うんですけど、そこらへんは、どんなようにお考えでしょうか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 今、全国的に増えているというお言葉がありました。佐用町も過去においては、平成も前のほうから比べたら増えているというふうには認知はしております。

その原因としては、この間も、播磨西管内の人数が昨年度 1,400 ぐらいというふうに言われました。その原因の一番多いのは、原因が分からない。やっぱり無気力とか、不安感というので、原因が分からないから、手立てのしようがないという、そういう、ちょっと悪循環に陥っているところもあります。

1人1冊のノートという、それぞれ個別の気持ちを量るには、こういうノートが必要だと。小学校でも連絡帳、中学校では生活ノート等がありますので、そこに簡単にコメントを中学生も書く。3行、4行ですが、そういったものを持っておりますので、そういったところで、日々の把握はできる場合も1つはありますし、不登校生については、やはり個々によって、ちょっと、違いますので、場合によっては、今学校に行こうという呼びかけをすべきでないという専門家の意見もありますので、やっぱり、そのノートを持たせること自体が、やっぱり苦痛を感じる子もおりますので、やっぱり、その子に応じた面談であるとか、そういった対応をしていかなければいけませんので、一概に、こうノートを全員に持たせてという形ではね。

ただ、やっぱり、何らかの形では、接触いうのか、意思疎通はしていかなあかんとは思っております。

それから、たくましい体ということで、学校教育においては、知徳体、知識、それから、徳育、豊かな心を養う。それから、たくましい体を育てる。この3つについては、しっかりやっいていこうと考えておりますので、学力をつける。それから、豊かな心を育成するために道徳教育や学校教育の全般を通して、いろんな体験活動を通じて、豊かな心を養っていくとか、それから、体育や、いろんな体験活動でたくましい体をつくるとか、そういったふうを考えておりますので、たくましい体をつくるということについても、賛成というか、そういう取組はしております。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、教育長がおっしゃった、連絡帳というのは、全部の者が、それを持っておるんでしょうかというのが、1 点。

それから、私は、自分の子育ての中で、娘が2つの時から武庫川の甲子園口に住んでいまして、武庫川の河川敷へ連れて行って、毎日、20 分ほど、みんな走らせました。ですから、あらゆる、いろいろなスポーツをさせまして、長男でも野球しないと行って、3 度泣いて帰ったんですけど、引きずって行ってでも、3 回、野球やらせるようにしたりして、やっぱり、元気な子にさせておかんとあかんということで、そういうふうに、元気であれば、自分が勉強をやると思った時には、自分から、多分、晩、遅くまで起きてでも勉強すると思うんですよ。

ですから、やっぱり、元気で、お腹がすいたら、ほな何でも食べる。そしたら、ぐっすり快眠というのか、眠れる。そしたら、そういうことを、もやもやしたことも考えずに、また、学校へ行ってくれるんじゃないかと、このように思っておるんですけど、そこらへんについては、教育長は、どのようにお思いになりますか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 連絡ノートですが、小学校においても、次の日の連絡を、個々に小学校は自分で書いて、それから、中学校も自分で書いて、持っておりますので、

〔岡本義君「1 人ずつ1 冊」と呼ぶ〕

教育長（浅野博之君） はい、1 冊ずつ持っておりますので、そういう連絡帳は、必ず持っております。

それから、運動についてですが、私も、運動は賛成だと思いますし、例えば、小学校で言えば、業間休み、30 分ありますので、その時ぐらいいは、外に出て、しっかり外で遊ぶとか、そういった機会は、やっぱり大事にしたいなというふうには考えております。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そういうことで、運動を、昼の時間とか、音楽をかけて元気な子は10 周しようと。そして、体の悪い子は2、3 周歩いてでも回ると、そういうふうに、とにかく、そういう運動して走ったりして、元気にたくましい子にしていきたいと、そしたら、元気になって、そういう不登校も少なくなると思いますし、それから、いじめも、やっぱり、そういう運動の中で、みんな協調性保たれて、仲良くしていくような方向になると思います。

前にも言いましたけれど、子供は国の宝であり、家庭の宝物でございます。家で、学校へも行かないということであれば、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんや大変心配されることでございますので、その子によって、状況は変わってきますけれど、

先生方、大変苦勞されると思いますけれど、1日も早く元気になって、不登校が少しでもなくなり、そして、いじめも少なくなつて、みんな楽しく、そして、一緒に勉強、運動できるようにしてやっていただきたいと思っております。

この件につきましては、以上といたします。

2問目に入らせていただきます。

笹ヶ丘荘の今後は、どうするのかという問いでございますけれど、笹ヶ丘荘は、コロナ禍で、今年度の収支も落ち込んでおると思っております。我々が地域に説明に行った時に、町民からよく聞かれることございまして、佐用町では、こういう施設が少なく、我々議員は、町長から聞いたりして、よく分かりますが、町民は、それが分かりません。

そこで、次のことを伺っていきます。

1つ、令和元年、2年度の一般会計からの繰入れは幾らだったのか。

2つ、今年度の見込みはどれくらいになるのでしょうか。

3つ、少しでも回復のための施策はあるのでしょうか。

4つ、提言しますが浅瀬山城の登山道が町のハイキングコースになっております。途中、道路がちょん切れて、崩れて、ロータリーや4駆では、以前、登ることができておりましたけれど、現在は、できない状態でありまして、途中、階段もつくっていらっしゃるんですけど、きつくなって、年寄りの方だったら、ちょっと、危ないようなところがあるんじゃないか思います。それらについても、どうしていくのか。

5つ、私は、ほっとネット373のメンバーに入っております。笹ヶ丘のどこかにフジバカマを植えアサギマダラの蝶を呼び込んだりして、浅瀬山のハイキングコース両サイドに山桜や紅葉を植え、そして、何年かかかってでも協力していきたい。そして、ハイキングに来た方が、アサギマダラを見に来た人たちや、笹ヶ丘荘を利用して、お風呂に入ったり、食事や土産を買ってもらったりすれば、少しでも、お客を呼べると思うんですけど、その点については、どうでしょうか。お伺いいたします。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

先に、今、教育長のほうから、学校の問題、子供たちの課題について、答弁をさせていただきましたけれども、本議会におきましては、今日、明日、2日間にわたりまして、9名の議員の方から、質問の通告をいただいております。ひとつ、それぞれ、また、答弁させていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、岡本議員からの笹ヶ丘荘の今後についての問題について、お答えをさせていただきます。

1点目の令和元年度、2年度の一般会計からの繰入れは幾らであったのかということでございますが、繰入金額につきましては、9月議会の決算委員会で既に、報告をしておりますように、令和元年度が3,750万円余り、令和2年度が7,400万円余りとなっております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機能付きエアコンやオゾン除菌脱臭機、パーテーションの整備などで1,700万円余りを要しております。実質、一般会計からの繰入金は5,700万円余りとなっております。

特に、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が発出されたことから、21日間、全館営業を中止するなど、利用制限を行いながら営業をしてまいりました。特に、全国的な感染拡大により緊急事態宣言等が発出され、団体宿泊のキャン

セルが多く出たことや宴会のとりやめなど、1年間を通じて大きな収入減となっております。

2点目の今年度の見込みはどれぐらいになるのかということについてでございますが、今年度も緊急事態宣言が発出されたことから114日間、お風呂や団体宿泊客の営業を中止するなど、利用制限を行いながら営業を行ってきた影響によりまして、大きな収入の減となっております。

緊急事態宣言が9月30日に解除された以降は、少しずつではありますが、サッカーの合宿などの団体客や法事などの予約が入ってきており、令和2年度より利用全体で4割程度の増加を想定をしております、一般会計からの繰入金は、約4,500万円程度になるというふうに見込んでおります。

3点目の少しでも回復のための施策はあるのかということについてであります、空気清浄機付きエアコンやオゾン機能付き脱臭機、パーテーション等の整備、また、この9月にはマイクロバスに空気清浄機を取りつけるなど、利用者に安心してご利用いただける設備を整えてまいりました。

また、新型コロナ対策適正店認証店舗として認定をされるなど、感染対策が十分にできていることなどをPRしながら、安全・安心な施設として利用者数の回復に向けて努めてまいりたいと考えております。しかしながら、コロナの影響による生活スタイルの変更により、団体での旅行や宴会は、しばらくの間、元の状態に戻ることは見込めませんので、例年、ご利用いただいておりますサッカー合宿のクラブチームや、その関連で新たな利用をいただいたチームに直接出向いて、施設への要望を伺うなど、ご利用団体のニーズに対応できる施設を目指すとともに、平日限定の少人数での宴会付き宿泊プランや大学生向けの合宿プランを設定するなど、新規顧客の獲得に向けた営業活動を継続してまいりたいというふうに考えております。

また、智頭急行と連携を取って、笹ヶ丘公園や飛龍の滝、平福の街並みなどの魅力をPRしながら、誘客を図るなどの新たな取組も行ってまいりたいというふうに考えております。

4点目の浅瀬山城の登山道が途中で切れて、車で登ることができず、階段もきつく老朽化しており高齢者は危ないがどうするのかということでございますが、笹ヶ丘荘ログハウスの裏側から浅瀬山城跡に続く登山道は、平成21年の大水害の際に、大規模な土砂崩れによって約20メートルの間が寸断をされました。その後、兵庫県の治山事業によって、谷止工としてコンクリート堰堤及び山腹工として5段に及ぶかご枠土留工が施工をしていただいて、現在に至っております。

大規模な土砂崩れのあった箇所は、かご枠土留工での対応しかできず、昔あったルートを復元できなかったために、新たなルートとして、約7メートルの階段と手すりを設置をいたしました。手すりは、金属製ですが、階段部分は木材であったために、腐食したところから補修をしてまいりましたが、数年前に笹ヶ丘荘職員により擬木を使った階段に改修をして、引き続き安全にご利用をいただいております。

車の通行については、もともと登山道の管理作業のみの便宜上使用していた程度あり、安全に利用できる道ではございませんので、今後も車での通行は考えておりません。

登山道の管理については、笹ヶ丘荘職員が草刈り機やチェーンソーを背負って上がり、伐採や草刈りを行っております。また、不定期ではありますが、佐用ハイキングクラブによる草刈り作業も実施をされております。

一般的なハイカーや山歩きを楽しまれる方であれば、普段着で、また、運動靴でも登っていただければと思いますが、笹ヶ丘荘が繁忙期で手が回らない時期は、一時的に草が伸びている時もあるかとは思いますが、できる範囲で管理作業は続けてまいります。

ただし、この山は極めて石の多いところがありまして、笹ヶ丘荘の管理においも落石対

策については、大変注意している場所でありますので、登山道上には、石がたくさん落ちており、これを取り去ることは、不可能でありますので、一般的なハイキングや山歩きと同様に足元には十分注意して楽しんでいただけたらというふうに思います。

5番目のボランティアによる樹木の植栽やアサギマダラ蝶の餌となるフジバカマの栽培によってお客を呼べればと思うがどうかというご質問であります。毎年、職員により、笹ヶ丘公園や登山道の桜や紅葉の植栽作業を行っておりますが、小さな苗木を植えるだけでは鹿に全て食べられてしまうために、ある程度の大きさの苗木と、また、植えた苗木の約1メートル四方に高さ2メートルほどのワイヤーメッシュをしっかりと設置して、鹿からの食害から守るといふ、大変、手間と費用のかかる作業が必要であります。それをボランティアでやっていただけたらということであれば、非常に、大変ありがたいことでもあります。

また、アサギマダラ蝶については、本年、平福において住民有志によりフジバカマを培され、それに集まる蝶を目当てに多くの方が訪れられたということでありまして、ボランティアによる笹ヶ丘での栽培につきましても、笹ヶ丘荘及び公園の宣伝と集客に、少しでも結びつく取組としていただけたらというふうに思います。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 平福の一番奥のところで、このアサギマダラ、蝶を呼ぶために、ほっとネット373のメンバーが、そういうフジバカマを植えたりして、また、延吉の途中で、そこにも同じように、フジバカマを植えて、アサギマダラがたくさん飛んできて、大勢の方がカメラやビデオを持って写しに来られました。

それで、私も、ちょっと行って見ておりましたけれど、やはり、こういう1つの、こういう策が、やっぱり、みんなが、あっちやこっちからお見えになりますので、協力しますので、笹ヶ丘の滑り台の、前、途中から切れていますけれど、出発点のところとか、それから炭を焼きよったところありますね、ああいうふうなどこへ、こういうやつ植えたらいいと思うんですけれど、商工観光課長は、どのようにお思いでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） フジバカマを植えることで、アサギマダラが非常にたくさん集まった、それに、今度、お客様がたくさん来ていただけるというのは、平福でも、実際、そういうことになっておりまして、私も何度か行かせていただいて、非常にきれいなアサギマダラのちょうちょの姿に、感動をしたところでございます。

そういった関係で、町長も申し上げましたとおり、それを植えていただけるというのは、非常にありがたいこととございますので、また、ボランティアの皆様と施設のほうと、十分相談をしながら、一番ふさわしい、また、お客様に喜んでいただけるような、また、管理のしやすい場所に、植えていただけるように、そのへんにつきましては、十分なご相談をさせていただいたらというふうに考えております。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） どう言うんですか、ほっとネット373の、私も入っておるんですけど、そのメンバーは、国道373号線の赤穂、上郡、佐用、大原、智頭の沿線が、少しでも元気になるように、昔、前ですけれど、災害のあった時に、テクノで、自衛隊と皆さんに豚汁をふるまったり、おにぎり、お結びを提供したり、それから、武蔵が釜坂峠通って、お母さんに、平福へ会いに来られた、その道路を、美作の方たちと一緒に、道路を整備したり、そこでまた、ベンチをつくったり、そういうふうな取組を、実際、やっております。ですから、これも、そういう、今、町長、おっしゃったように、そういうボランティアでしていただけるのならいうことをございますので、そういう、我々の、そのメンバーが、いっぺんにはできなくても、4年、5年、かかってでも、そういうふうな、ずっと整備して、笹ヶ丘が、ちょっとでもよくなって、お客さんが少しでも増えて、そういうことに結びついて、大勢の方が、佐用に見えてくるということは、町のにぎわいにもなりますし、そこで、また、笹ヶ丘で食事してもらったり、土産買ってもらったりすれば、少しでも、大きな足しにはならんかも分らんけれど、やっぱり、そういうことを、やっぱり、やっていきたいと思っております。

ですから、今、紅葉とか、山桜の養生いうんですか、各自のメンバーの中で育ててもらっておりますので、その育てた木を、また、一緒に、笹ヶ丘の方と、どこへ植えたらええとか、どこへこういうふうにしらええんじやいうことを、また、商工観光課長、今、おっしゃったように相談しながら、取り組んで、少しでも笹ヶ丘の一带がよくなるように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このことにつきましても、以上といたします。

それから、この表つくっていただいて、ありがとうございます。この表見ていただいたら分かるように、大分、道路も荒れたり、いわゆる、ちょん切れたところもありますし、この植栽についても、石がゴロゴロしたりして、ちょっと難しい面もありますけれど、こういうやつを手配していただいて、そして、皆さんも確認していただいておられますので、少しでも、これらがスムーズにハイキングコースの1つとして、皆さんが、ちょっとでも訪れていただいたら、笹ヶ丘でも時期によっては、朝霧とか雲海も見える時があるんです。ですから、ぜひ皆さんも登っていただいたらと思っております。

私も正月に、子供や孫が戻った時に、一緒に上まで登ったりして、そういう、よく存じておられますので、少しでもよくなればと思っておりますので、また、皆さんも、職員や議員の皆様も登っていただいたらと思っております。以上です。

以上で終わります。

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、3番、加古原瑞樹議員の発言を許可します。

〔3番 加古原瑞樹君 登壇〕

3番（加古原瑞樹君） 3番議席、加古原瑞樹でございます。

今回の私の一般質問は、こころの健康を守るためにということで、通告書に基づき、質問をさせていただきます。

近年、経済発展、技術革新により、私たちの生活は物質的には豊かで便利なものとなり

ましたが、一方で家庭や地域社会における人間関係の希薄化や社会・経済構造の変化に伴い、子供たちは不登校や、ひきこもり、若い世代では育児不安やうつ病、高齢化社会による孤独など、どのライフステージにおいてもストレスによる、「こころの病気」が増加しています。

ストレスは一見、こころの問題だけのように感じますが、身体にもそれに伴う様々な変化が生じます。その結果、不眠や摂食障害など多種多様な症状を引き起こし、心臓病など重篤な症状に結びつく要因にもなります。

また、最悪の場合うつ病などにより、自らの命を絶つ事態にもつながります。

最近では、新型コロナウイルス感染症拡大による、度重なる緊急事態宣言の発令に伴い、他人との接触を避けて自宅に閉じこもりがちな生活を余儀なくされています。その結果、通常の生活習慣が失われ、かつて経験をしたことのないストレスにさらされています。

また、一部の感染者や医療関係者は、いわれのない偏見や非難にさらされるなど、こころが疲弊する状況が続いています。

こうしたストレスの要因が増えたことにより、自殺者も 2019 年度と比べて 2020 年度は増加しており、メンタルヘルスの対応が喫緊の課題となっています。

そこで、本町で生活されている全ての皆さんの「こころの健康」を守るため、どのような取組をされているのか、お伺いしたいと思います。

①、役場内での職員のメンタルヘルスの現状と取組は。

②、コロナの影響など、子供たちの心の状況をどの様に捉え対応されているのか。

③、町民の心の健康を守るために、どのような取組をされているのでしょうか。

以上、この場からの質問とさせていただき、再質問は所定の席から行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、加古原議員からのご質問であります、こころの健康を守るためにという点について、お答えをさせていただきます。

まず、①点目の役場内での職員のメンタルヘルスの現状と取組についてであります、職員のメンタルヘルスの現状といたしましては、メンタルの不調を訴える職員やメンタル不調により長期的な療養休暇を必要とする職員が現在もいるのが現状でございます。

次に、心の健康を保つための定例的な取組といたしましては、職員の代表者で構成をされた安全衛生委員会を毎月開催をして、職員の時間外勤務の状況やメンタルを含めた健康状態等について協議をし、産業医であります尾崎先生に、ご指導をいただいております。また、安全衛生委員会での協議結果につきましては、庁内メールを活用して、職員全員が共有できるように公表をしております。

また、毎年実施している職員健診においては、ストレスチェックを実施をして、職員のストレスの状態を客観的に判断をし、気づきを得る機会として利用をしております。

次に、その他の取組といたしましては、姫路市が中心となり播磨地域の市町で構成している播磨自治研修協議会では、毎年、メンタルヘルスラインケア研修やメンタルヘルスタフネス研修が実施され、本町においても毎年数名の職員に受講をさせております。

また、庁舎内で実施をしております職員研修においても数年ごとにメンタルヘルス研修を行っておりますが、今年度の実施について現在、検討をしている段階でございます。

次に、2つ目のコロナの影響など、子供たちのこころの状況をどのように捉え対応され

ているのかというご質問でございますが、これは、教育現場、子供たちの問題でありまして、本来、町長ではなく、教育長が答弁するほうが適切かもしれませんけれども、そうした健康の問題、全体の町民の問題でもありますので、引き続き、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

ご指摘のように、佐用町においても、少子高齢化や核家族化が進んで、子供たちにおいても、様々な課題や問題を持つ子供が増加をしている傾向にあるというふうに思います。

文科省が進める令和の日本型学校教育の中でも、子供の多様化が課題の1つに挙げられておりまして、個に応じた適切な指導・支援の重要性が示されているところでございます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大では、子供たちが楽しみにしていた多くの学校行事が変更されたり、中止になったりと、様々な教育活動に制約があったことで、子供たちの心にも大きなストレスがかかったというふうに考えられます。

また、義務教育期間、この9年間というのは、子供たちにとって、学級内や部活動での対人関係、学習面での不安や悩み、家庭環境の問題など、子供たち一人一人が様々な悩みや不安を抱えながら成長している期間でもございます。

こうした多感な成長期を、学校においては子供たちを複数の視点で丁寧に観察をし、子供たちの話をしっかりと聴き、その心に寄り添いながら、個に応じた支援を進めることが重要であるというふうに考えます。

また、コロナにより参観日や学級懇談会が減ったことで、教師が保護者と対面する機会も減りましたが、家庭とは連絡帳のやりとりや電話連絡、また、家庭訪問を行うなどして保護者が気軽に相談できる信頼関係づくりに心がけているところでございます。状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが相談に乗ったり、心の健康づくり相談や医療機関へつなぐなど関係機関との連携も図っております。

日々の学校生活においては、毎日の健康観察と心身の状態を注意深く観察するよう心がけておりますが、気になることがあれば、校務支援ソフトに記録をして、職員会議等で情報の共有化を図り組織的な対応につなげています。また、定期的に心とからだのチェックシートや生活アンケートを実施するとともに、個別の面談を行うなどしながら、子供たちのストレスサインやSOSを早期にキャッチするように努めているところでございます。

今後も、コロナ感染拡大防止の対策を継続をしながら、心に課題を抱えた子供たちに対しては、その心に寄り添いどんな支援がその子供にとって適切なのかを十分検討し、教育委員会や教職員が一体となって対応していかなければならないというふうに考えおります。

最後のご質問でございますが、町民のこころの健康を守るために、どのような取組をしているのかということについてでございますが、まず、佐用町の自殺者数の現状は、平成30年が8名、令和元年が2名、令和2年は3名というふうになっておりますが、いろいろな原因があるかと思いますが、新型コロナウイルス感染拡大を要因とした因果関係は、特に認められませんでした。

佐用町における取組でございますが、令和2年度に佐用町第2次自殺対策計画を策定をして、年間自殺死亡者数を限りなくゼロに近づけることを目標として、自殺防止に向けた取組を推進しております。

まず、自殺予防対策連絡会を年3回開催して、庁舎内の各課においてリスクに気づいた時には、保健師につなぐなどネットワークを強化し、包括的な町民の支援体制を整えるよう努めております。

町民への周知や啓発として、こころの健康づくり講演会を実施をしたり、窓口やトイレにチラシや、ポケットサイズのパンフレット等を置くなどの啓発活動も行っております。

さらに、ライフサイクルに応じた相談事業を実施しており、産後うつ相談、乳幼児発達

相談、小中学生を対象にこころの健康づくり相談、こころのケア相談を、臨床心理士や精神科医などの専門職による相談も実施をして、支援を必要とする多くの方へご利用をいただいているところでございます。

加えて、保健師が相談後のフォローも行い、日々の活動の中で相談等に応じて必要なサービスや、関係機関にもつなげておりまして、そうした非常に悲しい、最後、そういう事態が起きないようにということで、いろいろな対策に努めているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。

こころの健康をということで、今回、させていただくんですが、年齢的にも幅広い質問になっております。今回、3点、させていただいていますので、それぞれ、分けて、質問させていただきたいと思いますが、役場の職員の皆さん、まず、こちらのほうのメンタルヘルスであります。通常でも業務が多い中、新型コロナウイルスの感染症拡大、それから、災害の対応など、業務量が増加傾向にあるというふうに思います。

総務省のほうで、今回、全自治体の職員のこころの健康を守ることが急務だというふうに判断をしまして、47都道府県、それと、1,741市区町村の全ての地方自治体を対象として、メンタルヘルスの不調に伴う休職職員数や予防策を尋ねる、初めての大規模調査を実施し、この調査結果をもとに、職員の職場環境や業務内容に応じた対策づくりに反映されるということ、ニュースで見ました。

本町の現状としても、何人か長期でお休みをされている方もおられるというふうに聞きましたけれども、今年度、入ってからも残念ながら、優秀な人材が退職をされたり、そういうふうな状況もありました。

また、近隣の市町村では、最悪のケースではありますが、自殺といった悲しい事件も起きております。そういうふうにならないように、努力が必要だというふうに思いまして、今回、一般質問をさせていただいたんですが、7年前ですか、廣利議員の一般質問の中で、課長の答弁のほうで、今後、保健師の有効活用を図るとともに、医療までに至る以前の悩みの相談的な意味合いで、心理カウンセラーによる相談機会を設けるなどの検討も必要だというふうに述べられております。

その後、この件に関しては、どのように対応されているのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 失礼いたします。

心理カウンセラーの件ですけれども、保健師との連携ですけれども、具体的には、今現在、専門のカウンセラーをお願いするというふうな方法は取っておりません。

実際、どういうふうに行っているかと言いますと、いかに早くメンタルヘルスの兆候を見つけるかということが重要だと考えておりまして、その点において、先ほど、議員さん言われましたように、保健師を含めました安全委員会、そちらのほうを中心に把握しているということでございます。

専門カウンセラーが具体的に出てきますのは、おそらく、そういった形で個人を特定して、把握した末に、実際には、病院のほうにかかられている方が、ほとんどでございます。

ですので、病院の先生の指導の下で回復を図るということにはなると思うんですけども、次の段階としまして、復職する場合に、専門的なカウンセラーと相談しながらというふうなことが考えられると思うんですけども、実際、佐用町におきましては、そういったカウンセラーにお願いするというようなことは、実際、行っていないというような状況でございます。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3番（加古原瑞樹君） 以前の一般質問の答弁を見ましても、職員の皆さんのメンタルヘルスに対応する制度というか、取組に関しては、かなり事細かに対応されているというのが確認できました。

今回も同じように質問させていただいたのが、この先ほど、課長が言われましたように、早期発見、早期対応ということで、まず、ここが一番大事なのかなということで、専門の力を、こういうふうなカウンセラーの力をお借りするというのも重要だと感じましたので、今回、質問させていただいたんですが、また、それこそ、人数が、これもなかなか減ってくる状況でもないと思うんですが、こういったことも、また、外部委託等で対応されるということであれば、そちらのほうの検討もしていただきたいというふうに思います。

それから、ストレスチェックなどをされていると思うんですが、各課ごとに、職場ごとに、集計をして分析するというのも大事だというふうに思います。

こちらのほうの分析結果によって、労働環境の改善であったりとか、労働時間の改善、そういうふうなことも必要だというふうに思うんですが、現在、このような取組はされているのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） はい、お答えいたします。

ストレスチェックにつきましては、法に基づきまして、健康診断と併せまして、全職員にアンケート用紙を配布しております。

結果ですけれども、実際に対象職員としましては、具体的に言いますと、令和3年度でございましたら、正職 265人、会計年度任用職員 241人ということで、506人にアンケート調査用紙を配布しておることなんですけれども、実際に、アンケートに回答する職員は、正職、会計年度併せまして 310人というような状況でございまして、その結果、高ストレス者数というのが、数値と人数、出てくるんですけども、正職であれば9人、会計年度であれば7人と、併せて 16人、令和3年度であれば、高ストレスにありますというふうな形ですね、率にしますと 5.2%という結果が出ております。

この結果を踏まえまして、具体的には、産業医であります尾崎先生のほうに、希望者なんですけれども、ヒアリングしていただきまして指導を仰ぐというふうな方策を取っております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3番（加古原瑞樹君） なかなか、業務時間の短縮、そういうふうなことも努力はしていただいていると思うんですが、環境を変えろということは難しい部分があると思います。

そういったところを、特に気をつけていただきながら、研修などもされていると思いますので、職員同士の気づき、傾聴というんですか、耳を傾けて、そういう相談に乗るといふようなことも、研修などを有効に活用しながら進めていっていただきたいというふうに思います。

職員のストレスをコントロールするという点については、生産性の低下を防ぎ、業務を効率化することにもつながります。

職場環境の改善を図ることも、当然、必要だというふうに思いますが、まず、同じ職場で働く仲間の気づき、それから、ストレスによる心の負傷に気づくための知識や理解、対応など、また、これからも努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目の子供の心の状況をどのように捉え、対応されているのかという部分ですが、先ほど、答弁の中にも、心と体のアンケート調査というのをされているというふうに聞きました。

定期的に、「コロナ×こどもアンケート」を実施している国立成育医療研究センターの今年2月の報告によりますと、中学生の24%、それから、小学4年生から6年生の15%に中程度の鬱傾向がみられるというような報告も上がっております。アンケートのほうで、それこそ、体の不調、どうしても多感な年頃の子供たちになると、なかなかアンケートも正確に、また、素直に答えられない部分もあると思います。こうした体の不調のほうから心の状況を読み取っていく、そういうふうなことも対応が必要だというふうに思いますので、今後も、そういうふうなアンケート調査のほう、まず、最初に知ることが大事だというふうに思いますので、引き続き、努力をよろしくお願いします。

ただ、それにしても、全国的に子供の自殺者数というのが、増加の一途をたどっております。今年7月までに自殺した小中学生、それから、高校生の人数が272人、年間で過去最多となった去年と同じ時期を上回るペースで増えています。内訳としては、小学生が7名、中学生が103名、高校生が305名ということで、それ以降、7月以降もニュースで、度々、中学生、高校生、自殺者が出ているというニュースを目にしております。

そんな中、先日、佐用中学校ですけれども、命の授業、これ取組として、年に1回されているというふうに思うんですが、いのちの授業があり、チラシを配布されております。うちの子も、今、中学校へ行っていますので、こういうチラシを、パンフレットをもらってきたんですが、役場の職員の方が来られて、説明をして、こういうふうなパンフレットをいただいたということで見させていただきました。

この裏面のほうには、電話だけでなく、対応するメールやSNSの窓口のほうが書いてあります。こうしたチラシによって周知することが非常に大事だと思いますので、定期的にしてほしいというふうに思うんですが、ここでの相談内容ですね、国の窓口になるんですが、もちろんプライバシーの問題があるというふうに思うんですが、町としては、どこまで、その情報が把握できるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） いろんな新聞記事で、鬱傾向の子とか、体調不良いう子が増えているというのは、昨年のうちでは、長期休業によって、生活リズムが崩れて、ちょっと、登校しにくい子も数名ちょっとおりましたけれど、今年度については、長期休業等がないので、ぼつぼつ頑張ってきているようにはなっております。改善傾向にはあります。

そういった中で、子供たちの心のケアをするわけなんですけど、先ほど、加古原議員の言われた SNS の相談事業なんですけど、それは、厚生労働省のほうが NPO 法人のリンク先などを紹介しているのではないかと思います。

全国的なケースで、規模として、そこに相談事業があれば、こちらに情報が入るかどうかというのは、ちょっと、まだ、分からないですけど、兵庫県で小中学校として児童生徒にすすめているのは、兵庫県独自が行っております、ひょうごっ子悩み相談という相談室がありますので、その電話番号等とかは周知しております。

私の経験から言うと、今までは相談事項はなかったんですけど、今年度、1 件だけ中学生の男の子が、夜にお父さんに怒られて怖いというような相談を、電話をして、そちらのほうから、こちらのほうに連絡があったというケースはあります。

だから、多分、全国的な規模であっても、こちらのほうには連絡があるんじゃないかなというふうには思います。

それを受けて、個人情報に気をつけながら、学校と連携しながらケアに努めておるところでございます。

普段のことにつきましては、やはり、それぞれ中学校においては、スクールカウンセラー、小学校もスクールカウンセラーおりますので、そういった相談しやすい雰囲気づくりとか、体調不良に関しましては、保健だより等で、こういう体調不良が出たら、ちょっと、心のことも気にしましょうみたいな PR というか、そういったことも含めて保健だよりを出しておったり、それから、町長の答弁にもありましたように、校務支援ソフトを各学校入れておりますので、日々の授業で気づいたことを、ちょこっとメモをしたりするような場所がありますので、それぞれの、例えば、中学校だったら教科によって先生が違いますので、それぞれの教科で気になったことを書いたりとか、そういったところを含めて、今度、職員会で、そういう情報の共有を図って、個々の児童生徒に対応しているところです。

そういった日々の健康観察というのか、行動のチェック等を通して、心のケアに努めているところでございます。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3 番（加古原瑞樹君） 国の窓口ということで、なかなか対応のスピードやきめ細やかなアフターフォローというのが難しいということだというふうに思います。

ただ、選択肢の1つとしては、匿名で話ができたりと、子供たちの相談をするハードルが下がるというメリットもあります。こうした取組というのは有効だというふうに思うんですが、そこで、以前から一般質問のほうで、もっと気軽に子供たちが相談でき、いじめや不登校などの問題行動も早期発見できるようにスクールカウンセラーにメール、それから、LINE などのネット上での相談対応はできないかというふうにお聞きしました。こちらのほうは、先ほどの答弁にもありましたけれども、先生の日頃の気づき、そういうふうなところや、定期的な生活アンケートなどで対応できるというふうに、答弁をいただいているんですが、その後、昨年、令和2年5月14日付で、文部科学省のほうから、児童生徒の

心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について、通達が各都道府県の教育委員会を経て、市町村教育委員会にされたというふうに思います。ここには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、平常時における定期的な対面でのカウンセリング等の支援が制約される状況下においても、感染防止に十分配慮しつつ、電話、インターネット、手紙、家庭訪問等のあらゆる手段を活用して、できる限り児童生徒や保護者とのつながりを継続することが重要であり、平常時のルールや考え、対応に固執することなく、学校現場における創意工夫をこらして、切れ目のない支援にあたる必要があるというふうに書かれております。支援の促進等を図る内容になっているんですが、そういうことが、国のほうからあるんですが、改めて、また、お聞きしたいんですが、本町では、こういったスクールカウンセラーによるインターネットとかを活用した相談というのは、やっぱりできないものでしょうか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 今現在、そういった相談のやり方については、できない状況ではあります。

ただ、やっぱり、私としては、対面で相談者の顔色とか表情を見ながら、やっぱり、それに応じたアドバイスとか、そういったことが、やっぱり一番重要ではないかなというふうに考えております。

やっぱり、子供が会えないとなれば、やっぱり、その代わりに保護者の方に来ていただいて、スクールカウンセラーと相談したり、それから、あるいは、スクールカウンセラーが常時おりませんので、保健室での養護教諭に相談したりとか、そういった取組を進めているところです。

相談しやすい雰囲気づくりは大事だと思います。

スクールカウンセラーでは、スクールカウンセラーだよりというのか、そういうのを出して、相談しやすい雰囲気や、あるいは相談のない日もありますので、そういった日には、各クラスに回って、気になる生徒を観察したりして、また、担任などに助言をしたりとか、そういった形で進めたりしておりますので、日々、そういったところで、対面でしたりとか、それから、スクールカウンセラーの勤務時間がありますので、その時間内に、なかなか保護者の方や子供が来れない場合がある時には、ちょっと、スクールカウンセラーに無理をお願いして、勤務時間の変更をしていただいて、放課後に残っていただくとかという対応も取っておりますので、今の現状としては、インターネット等で相談するより、そういったところに対応できておりますので、今のところは考えておりません。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3番（加古原瑞樹君） スクールカウンセラーの方に、直接、面と向かって話をするのが大事だというのは、最終的には、それは、そういう対応しかないのかなというふうには思うんですが、先ほども言いましたように、最初の、まず一步、相談をするということに関しては、やはり今、小中学生、特に、LINE等のSNSというのがコミュニケーションツールでいうと、一番多いような状況だというふうに感じております。そうした部分で、日頃、

言葉にはできないけれども、LINEであれば書きやすいとか、そういうふうなことも、やっぱりハードルが低くなる。そういうことが、まず、早期発見につながるというメリットだというふうにも思いますので、今後また、研究をしていただいて、そういった対応、特に、スクールカウンセラーの方が、なかなか随時おられるところじゃないということも、ちょっと、対応が難しいというふうにも思いますので、メールやLINEであれば、そうやっておられない時でも、特に、夜なんかでも、子供が1人で部屋にいる時に、悩んでいる時に、そういうふうなこともできるのかなということも思いますので、子供たちの心の悩みを聞く方法の1つの手段として、また、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、3つ目の町民の心の健康を守るために、どのような取組をされているのかというところでいきたいと思うんですが、心と健康に関する調査というのを、先日されております。16歳から50歳が対象ということで、先日、我が家にも届きまして、早速、アンケートに答えさせていただいて、送ったんですが、この取組の目的と内容についてお聞かせください。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

生活と健康に関する調査ということで、11月29日に発送いたしまして、12月28日までにご回答をということでお願いをしております。

この調査につきましては、11月1日現在で、先ほど、加古原議員がおっしゃいましたように、16歳から50歳までの方、約4,800人の方、全ての方に、アンケートを実施しております。この目的といたしましては、社会的な活動が、なかなかできにくい方、そういう方を、この調査によって確認をさせていただいて、それから、今後、そういう方に対して、フォローをしていくということで、実施をする目的としております。

それで、具体的に、どのような確認をするかと言いますと、調査項目の中に、仕事をしていない方、それから、家事をしていない、育児をしていないとか、介護をしていないというようなことで、社会的活動をしていない方、その中で、例えば、家族、それから、友人等と、この1カ月間、会話が全くなかったというような方に対して、調査結果をまとめた上で、2次調査を実施するというのを思っております。

その2次調査の中で、御同意をいただいた方について、さらに保健師でありますとか、専門職の者が家庭を訪問して、状況を確認していきながら、今後、ご家族に対してのご支援でありますとか、ご本人に対しての支援でありますとか、社会活動が取組ができるようなということで、すぐには、ちょっと、なかなか困難な場合もあるかとは思っておりますけれども、そういう支援をしていくための、まずは、第1次的な調査ということで、実施をさせていただいております。

それで、この調査に当たりましては、調査項目として、個人の健康の問題とかプライバシーに当たる部分とか、そういった案件がかなり含まれておりますので、個人情報審査会のほうに、審議をさせていただきまして、この調査の目的をご説明した上で、調査を実施するというところでの段階を踏んでさせていただいております。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3 番（加古原瑞樹君） アンケートを答えながら、そういう内容なのかなというふうには思
ってはいたんですが、その後の2次調査、それから、また、直接、面談をしてと、対応され
るということで、かなり進んだ取組だなというふうに思います。

ですが、今回、16歳から50歳というふうになっておりました。対象50歳以上の方につ
いても、仕事とか、責任が重くなるポジションになってきます。ストレスも大きくなる年
代になりますので、ちょっと、こちらのほうも気になるなというところと、また、高齢化
が進んで、最近では、高齢化鬱のような病気も問題になっております。今回、対象にはな
っていない年代への対応も必要だというふうには思うんですが、今後、どのような対応を
取られるんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

今回、16歳から50歳までということで、調査をしておるんですけども、まず、16歳
以下の方につきましては、義務教育の中学生までに属する方でございますので、学校に行
かれています、もし、行かれていないということであっても、ある程度の把握ができてい
る方かなということで、対象年齢は、まずは、16歳からということにさせていただいており
ます。

それで、50歳までということにいたしましたのは、60歳までの方につきましては、ある
程度、この調査の目的としては、社会活動につなげていくということで、先ほども申しま
したように、長期的な視点で、支援をしていく必要があるということと、その年代の方
については、その方のご両親の介護の問題でありますとか、貧困とかというようなことで、
別の側面から支援が必要だということが、ある程度把握ができていの方が多いのではな
いかということで、50歳までということにさせていただいております。

この調査につきましては、町と、それから、岡山にあるんですけども、山陽学園大学
というところと連携をしながら、調査内容につきましても、ご指導いただきながらして
おるんですけども、近隣の宍粟市でも、同じ山陽学園大学の先生の指導によって、アンケ
ートをしておるんですけども、佐用町と同じように16歳から50歳までの方を対象にされ
ているということもお聞きしましたので、地域が異なりますけれども、その調査結果が、
近隣と比較もできるということも含めまして、同様にさせていただいておりますが、50歳
以上の方につきましては、先ほど言いましたように、別の福祉の分野、介護の分野での支
援を進めるということで、考えております。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3 番（加古原瑞樹君） 特に、先ほど言いました、高齢者の方、こちらの高齢化鬱という問
題もありますし、先ほど、課長が言われたように、健康上の問題で、特に、ひきこもりと、
高齢者の介護というような二重での苦しみを味わっておられる方も、実際に多いかとい
うふうに思います。そういったところのケアも、また、事業は違うんだとは思いますが、
しっかりと把握していただいて、早期対応に努めていただきたいというふうに思います。

ただ、そういったことも原因として、最近、特に、ニュースでもよく見ますが、自殺者のほう、先ほどの子供もそうなんですが、全般においても、厚生労働省から、令和3年度版の自殺対策白書が先月公表されております。令和2年は、前年より912人増えて2万1,081人というふうになって、11年ぶりの増加というふうになっております。

報道でも、コロナによる職場環境の変化や著名人の自殺が相次いだことなどが、自殺の増加に影響しているということや、特に、女性の自殺の増加など、大きく取り上げられておりました。

そこで、本町でも、今年度、第2次佐用町自殺対策計画を含む健康さよう21が作成されております。町のホームページのほうで、ちょっと、確認をさせていただいたんですが、残念ながら、今、ちょっと、ホームページのほうには、平成18年度から平成27年度の10年間を計画とした以前の分が出ております。この分に関しては、すみませんが、更新のほうを、早急に対応していただきたいというふうに思います。

その中で、自殺対策の中に、住民への啓発と周知というところがあります。先ほども、答弁の中に出ました。心の健康づくり講演会、これ去年はコロナの影響で中止になったようですが、例年、参加者が年間130人から150人、関係機関へのチラシの配布が337人という実績が書いてありました。令和7年度の目標値の、まだ、70%ぐらいにとどまっています。こういう周知や啓発というのが、非常に重要だというふうに思うんですが、今後、どのように取り組んでいかれる予定なんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

ホームページのほうに掲載が漏れているということで、大変失礼いたしました。また、この後、すぐに指示して、掲載するようにいたします。

それで、自殺対策計画でございますけれども、先ほど、議員がおっしゃいましたように、健康さよう21の中で、第2次の自殺対策計画を載せております。第1次につきましては、平成31年4月から令和2年までの2カ年の計画でございました。今回、2次に含めましたのは、健康さよう21が、令和3年度から始まる5カ年の計画ということでございますので、その計画の中に包括して計画をし直したということでございます。

それで、その中で、自殺対策計画の普及啓発ということでございますが、先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、役場庁舎とか公共施設とか、そういったところで、なるべく目につきやすいようにということで、ポケットサイズのパンフレット等をお配りをさせていただいております。

それから、全体的な取組としては、自殺対策の講演会を年に1回開催をしておりますが、令和2年度、それから、令和元年度につきましても、コロナの感染防止という観点で中止をいたしておりますけれども、子供、それから、社会活動ができていく方、そういった方々と日頃から接しておられる方。それから、民生委員・児童委員さんとか、自治会の役員さんとか、そういった方々を対象に、講演会をさせていただいておるんですけども、過去の実績といたしましては、平成29年に129名の参加、それから、平成30年に156名の参加等がありまして、内容といたしましては、精神科医院の先生に、特に、社会的活動ができていく方々との接し方というような内容でお話をさせていただいております。

それから、普及啓発、それから、相談事業、そういったことにつきましては、定期的な実施をしておりますし、また、健康福祉課、高年介護課で保健師のほうで、ご連絡をいた

できましたら、ご相談にも乗る体制をとっておりますので、そういった部分で、相談、普及啓発につなげていっておるということでございます。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3番（加古原瑞樹君） 先ほど、答弁のほうでもありました、僕たちもトイレに行けば、こういうふうなカードが置いてあって、何度か、僕も心がしんどい時に、これが目について、大分、これで励まされたような気持ちになったことを覚えております。

やっぱり、周知とか、普及活動というのは、こういう感じで、年に1回とか、年に2回とか、そういう定期的にする 것도大事なんです、日頃から、やっぱり、目につくところにあるというのが、まず、大事じゃないかなというふうに思います。

人数的な部分でいうと、これから、努力して行って、増やしていただきたいんですが、そのほかに、自殺対策を考える人材育成というところでは、命の門番と、最後のとりでというんですか、ゲートキーパー研修なども実施されていますが、町職員や民生委員・児童委員、相談支援事業所、相談員などが対象とされております。

先ほどの心の健康づくり講演会のほうも、ほぼ同じようなメンバーだというふうに思います。日頃から、大変お世話になって、大変な思いをされているというふうには思うんですが、自殺の危険を抱えた人々に気づいて、適切に関わるゲートキーパーというのが、特別な資格ではなく、家族や同僚、友人など、支援が必要な人の周囲にいる人々が、それぞれの立場や職業によって、異なるゲートキーパーの役割を持つことができます。研修の対象を広げることというのが、先ほどの講演会もそうですが、必要だというふうに思うんですが、啓発と周知同様に、研修会の様子、また、こういうものを、動画で配信するなどの対応ができませんでしょうか。

また、厚生労働省のホームページのほうには、ゲートキーパーについての資料や動画が著作権フリーであります。こうしたものも広報さようや、佐用チャンネルなどで、定期的に、先ほどのカードではありませんが、やはり普段から目につくということが大事だというふうに思いますので、こういったものを放送するということが有効だというふうに思うんですが、対応はできないんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

先ほど、おっしゃいましたゲートキーパー研修でございますが、おっしゃるとおり、命の門番ということで、心に悩みを抱えておられる方に対して、どのような接し方をしたらいいのかというようなことで、研修をいたしております。

具体的にシナリオをつくって、こういう場面では、こういう声かけは、ちょっと追い込んでしまうからというようなことがあって、望ましい声かけの仕方とか、そういうことを具体的に研修をしていただいております。そういったことを、その参加者だけでなく、やっぱり関わる方に、広く知っていただくということは、大変重要なことだと思いますので、ちょっと、町のホームページでありますとか、佐用チャンネルでありますとか、そういったことが、周知の方法として可能かどうかということも含めて、今後、速やかに

検討してまいりたいと思います。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3番（加古原瑞樹君） はい、ありがとうございます。

やはり、日頃から、そういうふうなものに慣れるというんですか、やっぱり、しんどい人に頑張れということ自体が、また、今度、逆に追い詰めるといった状況にもなるというのも、なかなか普通に考えると、やっぱり理解しにくいことにもなります。

ですから、そういうふうなことを、日頃から学ぶというか、慣れるということが必要だというふうに思いますので、ぜひ、そういったメディアを活用しながら、今後も一人でも多くの方が支えることができるようにすることが必要だというふうに思いますので、ぜひ、その普及活動のほうも、よろしくお願いいたします。

今回、質問させていただいた中で、小学校、中学校の子供に対応するのは、教育委員会。それから、役場の職員の方は総務課。それから、高齢者の方になっては、高年介護課というふうに、それぞれ、いろいろな課にわたって対応していただくことを、確認できました。

ですが、なかなか、逆に言うと、ここの連携を取っていただくことが、対応の充実を図る上では、一番大事だというふうに思います。こちらの連携については、どのようにされているのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

まず、自殺対策の部分につきましては、庁舎内で自殺対策連絡会という組織をつくっております。その担当窓口といたしましては、健康福祉課のほうがおしておるんですけども、住民に直接かわりがある部署ということで、住民課、それから、税務課、それと、各支所の職員、それから、教育委員会の教育課、生涯学習課等の職員で連絡会を開きまして、各担当課で情報を持ち寄りまして、対策をしているというところでございますが、その中に、社会福祉協議会、それから、龍野健康福祉事務所、それから、警察署、消防署等にも入っていただきまして、いろんな事案があった場合に、どうして、そういうふうになったのかというような事例を検討したりとかというようなことも、その連絡会の中で、させていただいております。

それから、それ以外の、いろんな住民の方のお困りごとの相談でございますけれども、包括的な総合の窓口というのは、1つあるというわけではございませんけれども、先ほど、言いましたように、町の専門職である保健師のほうで、今、9名、保健師職を持っている職員がいるんですけども、それぞれが、各担当地区を持っておりまして、その地区の住民の方から、ご相談があった場合には、その担当者が包括的に、いろんなことについてお聞きをして、それで、また、整理をして専門的に、例えば、経済的にお困りであって、家賃の滞納があるとか、税金の滞納があるとかというような場合には、また、そちらの担当課のほうにつないだりというようなことで、なるべく相談をしやすいような体制を取っておるという現状でございます。

〔加古原君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員。

3番（加古原瑞樹君） 先ほど言った課以上に、既に、対応されているということが確認できました。非常に心強い内容になっているというふうに思います。

今後も、そういった連携を取りながら、自殺という最悪のケースを、まずは、防ぐということが、課題になってくるというふうに思いますので、ぜひとも、今後ご尽力いただきたいというふうに思います。

今回、私の一般質問のほうでは、こういう形で、情報発信について、それから、啓発活動についてということで、させていただいております。

もちろん、町で、こういった体制で、住民の安全を守っていただいているというところも大事なんですが、やはり、個人の心の問題、最終的には、そこに行き着くかというふうに思います。ただ、個人で解決できないところは、家族、それから、地域というふうなところの協力も必要になってくると思います。そういう意味も込めまして、それぞれが、こうした、先のゲートキーパーもそうですが、心の問題のエキスパートではありませんが、そういうふうな、スキルを身に着けるということも、まず、大事だというふうに思いますので、ぜひ、そういったところにも、力を使っていたいただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

副議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。ただ今から休憩を取り、再開は午後1時とします。

午前11時41分 休憩

午後01時00分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

9番、金谷英志君の発言を許可します。

〔9番 金谷英志君 登壇〕

9番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志です。

私は、教育のICT化の効果と影響について、伺います。

今年1月、中央教育審議会は、今後の小中高校などでの教育についての答申を出しました。令和の日本型学校教育として、個別最適な学びと共同的な学びの実現、情報通信技術（ICT）の日常的活用を提言しています。

答申は、「一人一人の子どもを主語にする学校教育」を目指すとし、個々の特性や学習進度、興味・関心などに応じた個別最適な学びを強調。同時にそれが孤立した学びに陥らないように、多様な他者と協働し他者を尊重する協働的な学びが重要で、異なる考えから

学ぶことが大切と指摘しています。

1人1台の端末整備が進む中、子供の学習履歴の蓄積・利活用も盛り込み、同時に ICT の活用自体が目的化しないようにするともしています。

ICT の教育分野への活用は重要な課題ですが、現場の自主性を尊重すべきです。民間の教育産業の無制限な参入による公教育の市場化への懸念があります。学習履歴の利用には情報管理や学習内容・方法の統制強化、定型化につながるなどの懸念もあります。そこで伺います。

答申の中でいう「個別最適な学び」と「協働的な学び」は、実際の小中学校の現場で、どう取り組んでいけると考えているか。

GIGA スクール構想の前倒しにより本町でもハード面の整備は進んでいるが、教員の ICT の習得状況、ICT 支援員の配置はどうなっているか。

ICT を活用した教育の効果とデメリットをどうみているか。

教育長の見解をお伺いします。

副議長（小林裕和君） はい、浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、最初の中央教育審議会の答申で示された個別最適な学びと協働的な学びは、実際の小中学校の現場で、どう取り組んでいけると考えているかのご質問についてお答えいたします。

答申では、個別最適な学びについて、指導の個別化と学習の個性化に整理されており、児童生徒自ら学習を調整しながら進めていくことができるよう指導することの重要性が指摘されています。

指導の個別化と学習の個性化を学習者視点から整理した概念が個別最適な学びであり、これを教師視点から整理した概念が学習指導要領に示す個に応じた指導であるとされています。したがって、各学校において学習指導要領の下、個に応じた指導に取り組む際には、指導の個別化と学習の個性化という2つの側面を踏まえて、その充実を図ることが大切です。

具体的には、これまで以上に学習者である児童生徒の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲などを踏まえて、きめ細かく指導・支援することや、児童生徒が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるように促していくことに留意することが求められています。

その際、ICT を効果的に活用する視点をもつことも有効だと考えます。

例えば、指導の個別化の観点からは、学習履歴、生活・健康面の記録など、児童生徒に関する様々なデータを可視化し、学習方法などを提案するツールなど、新たな情報手段の活用も含め、児童生徒が自らの状態を様々なデータも活用しながら把握し、自らに合った学習の進め方を考えることができるよう、教師による指導を工夫していくことが期待されます。

また、学習の個性化の観点からは、情報の検索、データの処理や視覚化、レポートの作成や情報発信などの活動に ICT を効果的に使うことで、学びの質を高め、深い学びにつなげていくと考えております。

そして、答申では個別最適な学びが孤立化した学びとならないよう協働的な学びの重要性を指摘しています。ICT の活用により、児童生徒一人一人が自分のペースを大事にしながらクラウド環境の下、共同で作成・編集などを行う活動や、多様な意見を共有しつつ合

意形成を図る活動など、協働的な学びも、また発展させることができます。

また、ICT を活用して空間的・時間的制約を緩和することによって、遠隔地の専門家とつないだ授業や他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習活動も可能となります。同時に、日本の学校教育がこれまで大切にしてきた同じ空間で時間を共にすることで、お互いの感性や考え方などに触れ刺激し合うことの重要性について、改めて認識することが重要です。こうした人間的な触れ合いを通して形成された豊かな人間関係を基盤として、児童生徒同士が互いの違いやよさを認め合いながら協働して学校生活を送る経験は、これからの社会を形成していく上でも必要不可欠だと考えております。このため、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面で実体験を通じて学ぶ機会を確保することは引き続き重要であると考えております。

2点目の教員のICTの習得状況、ICT支援員の配置はどうなっているかについて、お答えいたします。

GIGAスクール構想のハード面の整備と並行して、教員対象のICT活用に関する研修会を定期的実施して、教員のICT活用力の向上を図っています。また、各校の情報教育担当者が集まって情報交換する場を持ち、各校での推進状況や課題を共有するようにしています。一方的なICT活用の押しつけにならないように、教員のニーズや不安や悩み、要望を聞き取ることを大切に、ICT活用の教育的効果を実感できるような取組を進めております。

ICT支援員の配置については、学校現場の教員からの要望もありますが、学校のニーズに対応できる人材がなかなかいないのが現状です。しかし、各学校では情報教育担当者やICT活用能力が高い教員が中心となって、ICTを効果的に活用していく雰囲気づくりを進め、お互いに相談しやすい体制ができてきています。ハード面におけるトラブルや各校で解決できない時は、適宜、教育委員会の担当者が対応するようにしております。

続いて、3点目ですが、ICTを活用した教育の効果とデメリットをどうみているかについてのご質問にお答えいたします。

具体的なICT活用の教育効果については、次の3点が考えられると思います。

1点目は、多量で大量の情報の取扱いができ、容易な試行錯誤ができることです。例えば、インターネット検索などによって情報収集したり、表計算ソフトによるデータなどの整理やグラフ作成などを容易に行えたりすることが可能だと考えております。

2点目は、時間的制約を超えた情報の蓄積、学習過程の可視化を行えることです。写真や動画の撮影・保存によって学習過程を記録し学習の振り返りに生かすことや、学習支援ソフトを活用した児童生徒のつまづきや伸びについての教師の見取りなどを行うことができます。

3点目は、空間的制約を超えて、双方向かつ瞬時に情報の共有ができる点です。ウェブ会議、ファイル共有などによる家庭、他の学校・地域、海外との交流といった距離が離れた場をつないだ学習ができます。さらに、他者との意見共有、比較検討、アイデアの創出、発表資料などの協働制作が可能です。

このようなICTの特性を生かすことで、従来はなかなか伸ばせなかった情報活用能力の育成や、今までの学習方法では困難さがみられた児童生徒への教育効果の発揮が期待されます。

そして、懸念されるデメリットについてですが、最も危惧されることは、児童生徒がタブレットを持ち帰った際に、インターネットによるトラブルが発生する可能性があることです。有害なサイトや悪意ある第三者の脅威など、インターネットを介して児童生徒がトラブルに巻き込まれることが考えられます。また、児童生徒間同士でのやりとりの中で、

悪口や陰口等の書き込みによって、いじめやトラブルにつながるケースもあると考えております。このような事態を防ぐために、各校では、定期的・継続的な情報モラル教育の実施やルール作り、保護者の ICT 活用への理解と協力を求めることを推進しております。

さらに懸念される点は、児童生徒の思考力や書く力の低下につながることも考えられます。デジタルデバイスが主流になると、紙や鉛筆を持つ時間が少なくなり、漢字を書いたり長い文書を作成したりする能力が低下するかもしれません。また、ICT を使えば、児童生徒が求めていた答えにすぐたどり着いてしまうこともあり、辞書や辞典を使う時のように、答えを予想したり想像したりすることが少なくなり、自分で考えるチャンスが失われる可能性があります。このようなことにならないように、各校ではデジタル教材とテキスト教材を効果的に併用したり、調べる前に考える時間を設けたりする工夫をしております。従来どおりアナログ式のよい面も取り入れ、児童生徒の発達段階や実態に応じて、バランスのよい ICT 教育を進めていきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） はい、金谷英志議員。

9 番（金谷英志君） もともと、GIGA スクール構想というのは、文科省から出てきた話ではなくて、経済産業省の関係の Society（ソサエティ）5.0 というので、それから出てきた話で、この前、コロナがありましたから、それに、家庭でも学習できるようなインターネットの整備も、この GIGA スクール構想の中で進められてきましたけれども、GIGA スクール構想の中で、事業者としては、IT 事業者があるんですけど、ソフトバンクが、これについて、GIGA スクール構想で、どういうふうになるかというふうなことも述べています。事業者、ソフトバンクが、どういうふうな効果があるかという事業者側からの効果というのは、「1人1台の端末が配布されることで、子供1人1人に応じたコンテンツや教材を配信できるため、学習状況に合わせた学びが可能になる」と、先ほど、教育長言われたような効果の1面ではありますけども。

それから、「これまでの一斉型の授業では子供たちの理解力に差があっても、1人1人に最適化した教材や指導を取れないことが課題だった。また地域間での教育格差など、学ぶ場所によって学習レベルが異なるという課題も存在していた。1人1台の端末と家庭を含むネットワーク環境が大きく進んだ現在、学習状況や地域を問わず、全ての子供が自分に合った教育を受け、災害や感染症による臨時休校時でも学びの機会を奪われない土台ができたと言える。生徒1人1人に端末を持たせることで、子供が互いの考えをリアルタイムで共有でき、双方向での意見交換が活発になると期待される。生徒同士のみならず教員と生徒のコミュニケーションを行えるため、教員が生徒の学習状況や反応をより深く知ることができる」と、こういうふうになれば、効果とメリットのほうが多いと、ソフトバンクのほうでは言っているんですけども、確かに、そういう面もあるんですけども、これに対応するためには、一人一人の状況なりを、先生がつかむということが大事なんで、それを、いろんな情報が、多量の情報を処理できると、教育長も先ほどの答弁でもありましたけど、多量すぎて、それを生徒一人一人の状況をつかむということが、現在の先生の間で、それができるかなというふうな懸念があるんですが、それは、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほど、言われたように、ちょっと、1人1台のタブレットについては、コロナの関係で前倒しになった影響があるとは思いますが、今まで、プリントを配って、一人一人の学習状況を把握していたのを、デジタルで、それを進めていくと、多量のあれですが、例えば、算数なら算数、教科によって、それぞれの習熟度が違いますので、例えば、この問題を解いている途中経過がデジタルでは記録されていくので、どこでつまづいているかというのが、教員にとっては分かりやすいんです。

だから、そういった効果的な利用をしながら、やっぱり、その教科に応じた、あるいは子供の習熟度に応じた教材や進め方を考えることはできると思います。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9番（金谷英志君） ICTの先進地ということで、佐賀県の武雄市で、これは2010年に先駆けて、早くからICTの教育を実践されているんですけども、その中で、武雄市はICTの教育とはどんなことをしたかという、授業前日にタブレットを家庭に持ち帰り、動画を活用した予習を行い翌日の授業に臨む。事前に予習することで、授業の中では通常の授業より話し合いや学びあいなどを中心とした協働学習を行うことができるとされていると。

より具体的な流れとしては、初めに、教員が授業準備として教材用サーバーに予習動画・小テスト・アンケートなどの教材を登録して、2番目に、授業前日には、児童生徒がオンライン状態の学校において教材をタブレットにダウンロード。オフライン状態の家庭において予習動画を使用した家庭学習を行い、小テストやアンケートに回答。授業当日では、登校してからオンライン状態の学校で小テストやアンケートを教材用サーバーに提出。教員が授業前に教材用サーバーを通じて小テストやアンケート結果を確認という、こういう5段階になって活用というか、実際にこういうことをやったと。

大変、この先生の負担が大きいなど。サーバーを通じて、いろんな、それも一人一人の個人に応じた学習進度や状況も見ながら、そういうふうなことをしていくわけですから、大変先生の負担が、これで実際に大きくなるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 今、デジタル、ICTを活用して、それだけの負担があるというのは、今まで、それはペーパーでしていた部分も同じことなんです。

ただ、それを、全部デジタルで、今からしようかと思ったら、それは、大変な労力になると思いますので、いわゆるICT、タブレットについては、1つの教育の手段、ツールとして考えておりますので、やっぱり、こっちのペーパーのほうがいいなというのであれば、ペーパー、従来どおりのペーパーをしてもらったり、やっぱり時間短縮であるとか、効果的に利用できるんならタブレットと、だから、毎回、毎回、タブレットを活用してというような形にはならないとは、今の初期段階については、そうだと思います。

だから、教員の負担にならないように、やはり自分自身で、やっぱり教材研究は毎回し

ているものですから、その中で、いかに効果的に、効率的に ICT を使うかというので、それぞれの先生は頑張っていただけだと思っています。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9 番（金谷英志君） これ、これからのことですから、どうなるかは分かりませんが、こういう指摘があるということなんですけれども、上智大学の教授の方が、デジタル教科書の効果について、論文を出しておられるんですけれども、先ほど、教育長言われたように、デジタル教科書の特性は情報量の多さにあるが、情報量の多さは必ずしも教育効果の向上につながらない。むしろ、情報量を切り詰めたほうが、教育効果は高いというふうな、こういうふうな論文を出されているんですけれども、実際に、どういうことかということ、ちょっと詳しく言いますと、人間の記憶には、長期記憶のほかに、短期記憶をもとに情報処理を行うワーキングメモリーがあると。つまり、思考の材料を短期記憶として頭の中に並べ、それらを情報処理することで、人間の思考が成り立っている。

結局、何が言いたいかというと、深い思考をするには、ワーキングメモリーをできるだけ無駄なく使うことが必要になる。これが、集中力の正体であると。集中することは、頭の中に無駄なものを置かない。余分な情報を頭の中に入れない。思考のフリーハンドを獲得することが、より教育効果があるというふうな、こういうふうな論文ですけれども、ですから、先ほど、メリットとして、デジタル教科書なり ICT が、情報がたくさんあって、それよりも、むしろ、ある程度、小学校低学年、それから、高学年、中学校の段階ごとに、情報量を決めたほうが、より教育効果があるというふうなことも述べられているわけなんですけれども、これについては、教育長、どういうふうに思われますか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 集中して学習に取り組まなければ、記憶に残らないというのは、その通りだと思います。

今、デジタル教科書、佐用町の学校には全部入れておりますけれど、それは、教師用のデジタル教科書であって、今の使い方としては、黒板に大きく掲示して、そういう使い方をしております。

ただ、試験的に小学校、中学校に学習者用、児童生徒用のデジタル教科書を何ぼか教科書によって入れておりますけれど、これまだ、試験的なので、それぞれのタブレットに教科書が全部が全員、どの教科書もというあれにはない。教科書会社も、今、デジタル教科書の作成のほうに、これから始まっているところです。だから、何ぼか、これからも、どんどん、いい部分は出てくると思います。

あと、だから、デジタル教科書の使い方としては、今、うちは、そういう状況ですけれども、今まで、紙の教科書であったら、例えば、なかなか、その現地の写真とか動画なんか、先生が行って、その動画を撮ってきて、教材で生徒に紹介するというような授業、そういう授業も、私も見させてもらったことあるんです。それが、今、デジタル教科書では、ここをクリックすれば、その様子が見れるとか、そういう便利などところがあるので、今まで、そういうふうな手間をかけていたことが、効果的にデジタル教科書を利用すればで

きるということで、多大な情報を与えるというのではなしに、効果的に、やっぱり、この力をつけたいというための必要最低限な情報を出すのが教師の力量だと思っておりますので、むやみやたらに多量の情報は流さないとは思いますが。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9番（金谷英志君） 将来的には、今、現状、それこそ、途に就いたばかりですから、なかなか、将来的なことは。将来的には、やっぱり、これを目指して、デジタル教科書を使って、その教科書を家に持って帰って、それで、デジタル教科書で予習、復習もする。それを先生が見て、個別に指導も、それに個個人の生徒に合った指導もしていくということです。そういうふうになっていくのが ICT 化の教育の目的。目的というか、そういうふうの方針も出していますから、将来的に、そういうふうになるということだと、私は、思うんですけれども、ですから、その点で、今、問題点を指摘して、教育長、今、言われたように、ICT の中の、それを、ええ面を、メリットの部分を活用する。私は、それは、それでいいと思うんですけれども、それが、果たして、技術的なハード面のタブレットやデジタル教科書の整備と、先生の力量がなかなかついていかない。一人一人に、確かに1つのメリットとしては、デジタル教科書のメリットとしては、教育の個別化ができる。一人一人の本当に沿った個別化ができますし、学習の進捗や難易度をカスタマイズ。それぞれの子供に合ったカスタマイズできるということが、個人レベルで容易にできると。できるんですけれども、それを、やっぱり判断していくというのか、それ使うのは先生ですから、先生の力量を同時に上げていかなあかんというふうなことも。

今の ICT 化の支援員については、その使い方ぐらいで、実際の教科書に合った、どういうふうに、個個人の情報なりを、進捗なりを捉えていくかということについては、なかなか、今の段階では、そこまでいっていないので、今後は、そういうふうな先生の力量を高めていくというふうなことにもしていかな、それこそ、ハードだけして、後何も役に立たんというふうなことになってしまいますから、改めて、ICT 化のデメリットを生かすような職員の教育というのを、私、重要だと思うんですけれども、その点は、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） ICT を効果的に利用する。活用するというのは、やっぱり教師の力量にもありますし、教師の力量によって、授業の進め方いうのか、やっぱり、そういうふうなん昔からの話でありますので、それが、ICT の活用というので、特別の研修を全体でしたりとか、各学校に赴いて教科の研修も先日も行ってありますし、うちは、今、SKYMENU（スカイメニュー）というシステムを入れてありますので、その教科に応じた効果的な使い方を研修しておりますので、それを利用して授業で、どう生かしていくかという、具体例を挙げての研修を進めております。

あと、試験的には、個別化についてですが、タブレットを持ち帰って将来的にはなるんですけど、デジタルドリルというの、今、導入している学校もあります。それは、家へ持って帰って、自分の学力に応じて初級編であるとか、中級編であるとか、できる子

は、よりできるようなドリルというか、そういった内容が、今後、そういったふうに発展できるんじゃないかなというふうには思います。

研修も進めておりますので、少しずつですが、教員の習得状況は進んでいる状況ではあります。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9 番（金谷英志君） 中教審のもう 1 つの論点のとりまとめしておる中で、教育長もご存じだと思うんですけども、2022 年度、今後、小学校の高学年から本格的な教科制の導入も考えているということなんです。それも ICT 化、デジタル化になって、一人一人の専門的な、小学校についても、専門的な、教科ごとの担任制を決めてということも、そういうふうな論点のまとめの中で、中教審の中で出ているんですけども、それも踏まえて、一人一人の ICT 化によって、一人一人がよく分かる、よく分かるというか、先ほど出ましたように学習進度なりを、よくつかまえられるということあるんですけども、やる気のある子、どんどん自分にあった進み具合によって、どんどん、どんどんやる気のある子は、どんどん進んでいくんですけども、そうでない子は、なかなか、これがあなたに合った教科書ですよと、進み具合ですよと言われて、言うても、なかなかそれが、できない子と言ったらあれですけども、語弊がありますけれども、どんどん勉強ができる子は、そういうふうに自分に合ったやつで、どんどん高めていきますけど、そうではない子については、格差が広がるというふうなことも懸念があるかと思うんですけども、その点は、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 今も ICT を活用しなくても格差が広がらないようにということで、各学校では取り組んでいるところです。

中には、個別で、ちょっと残したりというのもあったと思うんですが、なかなか、今の現状で、放課後残してというのは、難しい状況にはなっておりますけどね。

昔は、やっぱり、そういったところで取り組んでいましたし、夏休みにおいて、ちょっと、そういう子を、ちょっと登校させたりとかして、補習をしたりとかいうことも進めておりました。

だから、ICT で、今までのその子の習熟がよく分かるという意味では、よりの確な指導ができるんじゃないかなというふうには考えております。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9 番（金谷英志君） ICT については、まだまだ、これから構想段階で、今から、実際に、先生についても研修をやって進めて、日本全体の教育についてもそうですから、業者、先ほど、言いましたソフトバンクなんかでしたら、これが 1 つのビジネスチャンスなんです

ね。IT 企業が、その 5G の回線を利用したりとか、それから、ソフト面でも開発すると。それを教育するという、ある一方、教育とは違う産業経済面での推進という面もありますから、やっぱり教育委員会としては、子供の教育にとって、必要なことという観点で、必要である。より教育効果が上がるような ICT 化の活用に臨んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、いじめ防止対策についてです。

平成 25 年に成立し、順次、平成 27 年から、これまで一部改正が進められてきた、いじめ防止対策推進法では、基本理念として「児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくすることを旨として対策を行う」とし、地方公共団体は、「当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」、学校、教職員は「学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する」と規定しています。

法施行後も全国でいじめによる自殺の報道が繰り返されています。11 月にも新潟県で女子中学生が「いじめられていた」との遺書を残し自殺しています。

本町でのいじめ防止対策はどうなっているか。できていますか。

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、本町でのいじめ防止対策はできているかについてのご質問にお答えいたします。

学校や職場などでコミュニティが生まれる場所では、いじめが発生する可能性があります。2011 年に起こった滋賀県大津市の中学生のいじめによる自殺が大きな問題として取り上げられ、重大かつ対策が急務であることから、政府、文部科学省、各教育委員会は対応に迫られ、2013 年に「いじめ防止対策推進法」が成立いたしました。

その法律の施行から 8 年が経過し、国においては 2017 年に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、新たに「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。また、兵庫県においても「いじめ対応マニュアル」を改訂し、県内全教職員に配布しました。

佐用町教育委員会では、これらに沿った組織的な対応が徹底されるよう、定期的に学校の対応状況を適切に把握するとともに、実効性あるものとなるよう指導助言を行ってきました。

各学校において作成している学校いじめ防止基本方針については、教職員はもとより、児童生徒も発達段階に応じて内容の理解ができるよう、学校全体で共有を図っています。また、いじめ防止に関する取組状況等を学校評価の項目に位置づけ、各校の実情に即して適切に機能しているかどうかを、年 1 回以上定期的に点検・評価し、必要に応じて見直すこともしています。

また、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組に関しては、職員会議や研修等を通じて教職員間での共通理解を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭を積極的に活用した教育相談体制の充実にも努めています。

各学校がより積極的にいじめ問題への取組を実施するよう、教育委員会では、学校いじめ防止基本方針や年間実施計画に位置づけて実施するよう指導助言したり、校内研修等の

実施状況を把握したりして、実施内容等の一層の充実が図られるよう、必要な指導助言を行っております。

いじめ防止対策推進法第12条においては、地方公共団体は地域の実情に応じ、いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとされており、各学校がいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本町においても2017年に佐用町いじめ防止基本方針を策定しております。

また、2018年のいじめの重大事態の調査に向けた体制整備についての通知に示されたとおり、佐用町教育委員会では重大事態の調査主体となり得る組織として、条例に基づき佐用町いじめ問題調査委員会を2019年に設置しています。

兵庫県においては、昨年度いじめの重大事態が第1号及び第2号とも増加いたしました。いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知、早期発見と組織的対応を徹底することが、重大事態の発生防止に不可欠であることから、今後も発生件数の推移等を注視していく必要があります。

また、重大事態は、いじめ問題に適切に対応することで、限りなく発生件数をゼロに近づけるべきですが、同法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければなりません。

いじめの防止等のための基本的な方針に児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるとあるので、この点は特に留意する必要があると考えております。このことは、学校の理解が浸透しにくく、失念しやすい部分であるため、定期的に教育委員会が、この周知徹底を図るとともに、学校や被害者等から相談を受けた場合は、同法に基づき学校に調査を実施するよう指導しております。

なお、いじめの重大事態の調査は、事案の対処や再発防止に資するために行うものであることから、個人情報等に配慮しながら可能な限り当該学校を越えて広く調査結果を共有し、いじめの認知や組織的対応の改善、いじめ防止基本方針の改善等に積極的に活用することも求められています。

これらのことを踏まえ、今後も日々の子供たちの様子をしっかりと観察しながら、学校、家庭、地域、教育委員会が連携して、いじめ防止の取組を推進していきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9番（金谷英志君） いじめ防止については、文科省なりがガイドラインを出している中で、大切なのは、いじめの認知を正確に行うことが極めて重要であると。

県下でもばらつきがあるんですね。いじめのあった報告があつて、ある県では、10数件で、ある県では全部合わせても数百件ぐらいの件数、いじめの件数。県によって、認知の、何をいじめとするかという認知の差があつて、文科省としても、そのガイドラインも出して、初期の段階からいじめの認知が重要であるというふうな、こういう取組もしているんですけども、過去のいじめの事案を見ると、いじめは、ほんのささいなことで、こんな事案までとか、1回きりだからとか、予期せぬ方向に推移して、自殺等の重大な事態に陥ることがあるのが現実ですと文科省が言っていますね。

そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは、1回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し、いじめの認知、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要だと。文科省のガイドラインでも、こういうふうには、いじめ防止法ができた時から、ずっとこれを言われ続けて、言いながら、先ほども言いましたように、女生徒が自殺するとか、この間では、報道では、中学生の男の子が同級生を刺すとかいうふうなことが、それも、刺したほうがいじめられていたんだというような供述もしているようですから、そういうふうなことも、いきなり自殺するとか、刺すとかいうふうなことになる前に、初期の段階から、いじめの兆候なりをつかむということが、重要だと思うんですけども、午前中の教育長の答弁の中でも、アンケート等を取って、その中で、いじめの認知、把握しているというふうなことでしたけれども、アンケートでは、なかなか、子供も正直に答えられないというふうなこともありますから、やっぱり先生が、目配りとか、それができるような体制で、一人ずつの先生のことだけではなくに、学校、それから、町全体の教育委員会としても、そういう生徒に目配りできるような体制ができていくかというふうなことが、今回の私の質問の一番の眼目なんですけども、体制としては、答弁としては、教育長、そういうふうには、先ほど言われたような、いろいろ対策も取って、県のマニュアルにも沿っているというふうなことも言われますけれども、実際問題として、それでも、ほかの市町では、いじめ問題で起こってくるというふうなことです。体制として、正直に言えよといったらあれですけど、実際問題、教育長と、いじめ問題について、体制ができていくと、自信を持って言えますでしょうか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 体制として、今の状況では、十分な限りのことの対策は取っているというふうには思います。

いじめの認知について、ばらつきがあるということですが、いじめの定義が、どんどん変わってきておられて、現在の定義の中で、認知をしておるわけなんですけども、昔で言うたら、悪口を言われたぐらいとかいうのでは、そういういじめという該当にはしませんでしたが、いじめは、そういったところも認知して、積極的に認知するという、小さいうちから芽を摘んでいくというような、そういう取組をしております。

むしろゼロの学校は、何でゼロなんだというような、かえって不信感を持つような対応を、こちらとしては、しておりますので、小さなことでも報告するようにというような形で認知件数は、上がってきているのが現状だと思います。

あと、目配りとか、大抵、今、複数の教員で指導したりとか、授業しているケースが多いので、その中で、子供の様子の変化をみつけたりとか、アンケートの中にも、本人自身を書くという項目もありますけれども、そういったのを第三者の私が見たという項目もありますので、そういったアンケートの中で把握をしたりとかいう、今の現状の中では、そういった体制でやっておりますので、今の体制の中では、十分な対応をしているのではないかと、いうふうには思っております。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9 番（金谷英志君） 新聞報道ではされませんでしたけれども、最近の例で、兵庫県下でも、そういう自殺を図ったという、校舎から飛び降りて、それは、亡くならなかったから、話題いうか、ニュースにはなりませんでしたがね、そういう事案もあって、具体的な町議会の委員会にも、そういういじめの実態も報告されたようですけどね、例えば、具体的なことも挙げてありましたけれども、先生が、黒板に字を書いている時に、そのいじめられた子は、そのズボンを下ろされたとかね、そういうふうな、具体的なこともあって、それが、教室の中のことでですから、みんな見てますから分かりますけども、みんな見ていないところで、そういうふうないじめがあったようなことは、なかなかアンケートにも答えにくいですし、何か、自分が密告しておるようなこともなりますし、本人も、そのアンケートを、自分がいじめられているというのは、ちょっと、自尊心が傷つくようなこともありますから、なかなかアンケートだけで、いじめの認知が把握できないようなこともありますから、やっぱり、そこらへんは、学校なり学校全体の見守りとか、そういうような必要だと思うんですけれども、文科省のガイドラインの中で、組織で認知し対応することが重要であると、先生一人一人が、先生一人が抱え込まない。いじめではないかと疑える事案に接した時は、学校に設置されているいじめ防止等の対策のための組織に必ず報告してくださいと。先ほど、教育長も言われた佐用の教育委員会にもある組織に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。

そこで、組織のメンバーの中から情報収集担当を決めたり、パソコンで共有のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても、機動的な対応が取れるよう、各学校で工夫してください。重要なのは、一人で抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してくださいと。

学校の組織が、しっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんな時は、これでいじめを受けている子供を、本当に守ることはできるかとシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎった時は、いじめが重大な結果に至ることのないよう、この対応でいいんですかと、ためらわずに発言してください。

こういう、ためらわずに発言できるような、学校全体の雰囲気というか、そんなものつくらんと駄目ですから、新聞報道でも、先生自身が生徒を、特別支援学級の子を暴言吐いたりとかいうことも報道されていまして、この同じ学校では普通学級に対して、先生が同じように暴言を吐いていたと、先生自体が生徒をいじめるような、そういうことでは、そもそもが、学校の雰囲気なんかありませんから、そういう雰囲気づくりというか、そういうことも、私は大切ではないか、実質、実態として、それが取り組めるような学校の組織になっていくようなことも、教育委員会としては、それを後押しする。あるいは、指導するようなことも必要ではないかというふうに思うんですけど、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先生の暴言であるとか、怠慢とかいうのが、残念な記事がよく出ておって、私も痛ましいなと思うんですが、学校の教員に対しての指導は、必ず複数で当たるというのを基本にしております。

例えば、問題行動があったりとか、トラブルがあったり、不登校を抱えたら、担任は、それでのうても私の責任やと思いますが、一人で抱え込まないように、みんなで対応して

いこうというのを基本姿勢として、学校としては当たっておりますので、いじめに対しての兆候を見つけ、変化を見逃さないというので、複数の目で、午前中にも言いましたように、校務支援ソフトの中に、日々の変化を書くような項目もありますので、そういったところに記録して、情報共有を図っていったりしているところと、そういう見逃さないというのもそうですし、やっぱり命を大事にするという取組も、やっぱり必要なと。

むやみやたらに、簡単に命を捨てるとか、命を粗末にするというのは、やっぱり、ちょっと、子供自身にも、問題があるのではないかなという、やっぱり命の大切さというような教育も、やっぱり重要だと思いますし、そういった総合的な取組をしてやっていきたいなというふうに思いますし、学校の中では、絶えず、報告・相談・連絡というのか、報連相という合言葉を基に情報交換をしやすいような雰囲気づくりには努めておるのは、佐用町の学校ではあります。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9 番（金谷英志君） そういう取組で進んでいっていただきたい。

なかなか先生も、先ほどのデジタル、ICT の研修の話でもないですけども、先生は、忙しいですから、授業準備だけじゃなしに、いろんなことも、公務でいろいろありますから、その中で、いじめ対策、その ICT の研修はもちろん、いじめ対策も取れというのは、なかなか先生も忙しい中で、難しいとは思いますが、先生が、余裕を持って、子供に接せるような、そういうふうに、教育委員会としても取り組んでいっていただきたいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。

次は、農産物の減農薬、化学肥料の節減にどう取り組むかということです。

県では、平成 16 年に、ひょうご食品認証制度を創設し、安全・安心で個性・特長がある県産食品の生産に取り組んでいます。

その中の、ひょうご推奨ブランドでは、生産方法・品質・素材等に個性や特長があり、法令の遵守・生産管理体制等の整備が図られている食品を認定。

ひょうご安心ブランドでは、残留農薬等についてより厳しい基準をクリアした、安全性、安心感の高い食品を認定しています。

また、国では、特別栽培農産物として農薬や化学肥料を使用しない農産物や使用を低減して栽培された農産物の基準を定めています。

国や県の制度を踏まえ本町で生産される農産物の農薬と化学肥料の使用低減にどう取り組んでいくのか伺います。

副議長（小林裕和君） 庵途町長

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの 3 点目のご質問であります農産物の減農薬、化学肥料の節減にどう取り組むかということのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町では農産物における化学肥料・化学合成農薬の低減の生産方式に取り組まれる生産者への推進、支援制度といたしまして、エコファーマー認定制度、ひょうご食品認証制度、県環境創造型農業の推進、国の環境保全型農業直接支払制度を導入をいたしており

ます。

平成 11 年に、持続性の高い農業生産方式の促進に関する法律、いわゆる持続農業法が制定されたことにより、エコファーマー認定制度が開始され、県農林振興事務所、県農業改良普及センターと連携しながら、町内のエコファーマー育成の推進に当たってまいりました。

特に平成 19 年から始まった農地・水・環境保全向上対策、現行の環境保全型農業直接支払制度であります。この制度において、営農活動への先進的営農支援として反あたり 6,000 円の交付がございました。この交付要件は、化学肥料・化学合成農薬の使用の 5 割減に加えて、エコファーマーの認定を受けることになっておりましたので、この制度に取り組まれている組織に対して、より強固な推進を行いました。現行の制度に変わってからは、エコファーマーの認定が交付要件から外れたことにより、町、県ともに推進が鈍化しているのが現状でございます。

また、この認証制度開始の以前となる平成 4 年から、県と連携しながら、人と環境にやさしい農業として、兵庫県環境創造型農業の推進に取り組んできております。稲作では、稲わらの鋤き込みなどによる有機資材の投入、局所施用などによる化学肥料の低減、長期の中干による化学農薬の低減といった農業生産方式を推奨していくもので、この技術の導入が兵庫県認証食品の取得要件となっております。今年度の県の推進方策といたしましては、認証者、認証取得希望者、環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいる団体等を対象に年 3 回の研修が行われております。

この兵庫県認証食品として佐用町では、推奨ブランドでは、米が 2 件、安心ブランドの野菜では、枝豆、ジャンボピーマン、チンゲン菜の 3 件、加工品は 2 業者で 25 品目ございます。

また、国においては、平成 4 年に、無農薬、減農薬の農産物表示では定義が曖昧で消費者に誤解を招くとの理由から、農薬、化学肥料が慣行レベルの 5 割以下のものについて、特別栽培農産物と表示するガイドラインが制定をされております。

国の施策としては、今年 5 月に策定をされた、みどりの食料システム戦略において、2050 年までに化学農薬の使用量を 50 パーセント、化学肥料の使用量を 30 パーセント低減することを目指しております。

町といたしましても、今後は積極的な取り組みを求められることとなりますが、稲作においては、施肥機付き田植機やドローンの導入補助により、化学肥料や農薬を低減する効果が出ていますが、それ以外の野菜等につきましては、農作物の収量、販売価格から十分な収益が得られるといった仕組みが確立されていけばいいのですが、現状では、まだまだ難しいというふう聞いております。

作物の市場価格が農法にかかる労力に見合わない中で、この生産方式の選択については、販売方法も含めて生産者の選択に委ねるしかないというふうに考えております。

先ほど述べましたように、町ではこの生産方式導入の支援事業といたしまして、環境保全型農業直接支払交付金制度を導入しており、現在、土地利用型のコメ生産で 2 団体、野菜生産では 1 グループの 3 件の取り組みがございます。

今年度、新型コロナウイルス感染症防止のため、招集はできませんでしたが、農会長会の資料としてこの制度の案内を配布をさせていただいております。今後も各農会への周知を継続するとともに、生産グループもこの制度の取り組みが可能でございますので、町が毎年行っております農業振興部会のヒアリングなどで、この制度を周知をし、参加団体の拡大により、農産物の減農薬、化学肥料の低減に取り組んでまいります。

また、町では、土づくりセンターでは発酵牛糞堆肥を生産しており、稲作では、この地元の堆肥を使用した特別栽培米のコシヒカリは「にっしいライスかがやき」としてブラン

ド化され、生産者からの買取りも高く行われております。同様に、他の野菜類などに土づくりセンターの有機肥料を使った栽培についても、独自ブランド化し、付加価値を高め、生産者に利益還元できるシステムを構築しながら、有機農業の支援・拡大を進めてまいりたいというふうに考えております。

農の匠の研修におきまして、カリキュラム等に減農薬、また、化学肥料の低減栽培や、有機農業の紹介も組み入れていきたいというふうにも考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9番（金谷英志君） いろいろ町としても、県、国の制度も活用して、いろんな取組もされているということです。

私も米作っておりますから、なかなか減農薬、それから、化学肥料使わないということになれば、先ほど、町長の言われたような収穫の、労力にあつたということになれば、なかなか難しいということもあって、農薬なり化学肥料を使わざるを得ないということも分かるんですけどもね、なかなか、私、子供の頃から、志文川に魚が、僕の子供の頃は、たくさんいたんですけどね、それが、化学肥料なり農薬で魚の数が減ったということではないとは思いますが、今、因果関係が、なかなか、はっきりしませんけれども、志文川の魚の数が減ったなど、なかなか橋の上から見ても、魚の魚影というか、見えませんから、農薬が影響あるのかなと。

それから、この間、テレビでやっていたんですが、うなぎの生産が、生産いうのか、稚魚が減ったということで、島根県のほうで、それが農薬の影響で、餌となるどじょうなんか食物連鎖の中でなくなり、それで、それが回りまわって、うなぎの稚魚が少なくなったというようなことも報道されていましてから、それで、それが、うなぎの稚魚が少なくなったのが、ちょうど、農薬を使うようになった、田んぼで使うようになった時と時期が一致するというふうなことも報道されていましてから、佐用でつくる分について、安全な農産物をつくるというふうなことも大切だと思うんですけども、この12月の広報に給食センターの取組が載っていて、その中で、言いますと、『生産者のみなさんは、佐用町の子どもたちに「新鮮でおいしい野菜を食べてほしい」「元気いっぱい育ててほしい」という思いで、害虫対策や水やりも工夫し、安全・安心な野菜を作ってくれています』というふうな、これを、まだ、進めていくためには、やっぱり安心な農産物を佐用町ではつくっていくというふうな取組もされているということなんですけれども、1つ具体的なことでお聞きしたいんですけども、農薬の1つの害のあるやつは、ネオニコチノイドの農薬の害というのがありますけれども、これについて、これだけに限って、ちょっと、お聞きしたいんですけども、このネオニコチノイドというのは、従来の農薬は植物の表面に付着させるものだったんですけども、浸透性農薬として種や根、葉、実の表面から植物全体に浸透して、植物全体が毒性を持つ。植物だけでなく、植物内部から葉先に出る水分や蜜なども有害なものとなると。それが、雨が降っても流れ落ちることがないというふうな、このネオニコチノイドの、5、6年前から、それが話題になっていうこともあるんですけども、このネオニコチノイドの状況というか、利用状況とか、その影響については、課長、どのように把握しておられますか。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） ちょっと、得意分野ではございませんので、そのネオニコチノイドの農薬が、今、佐用町の中で、どういう状態で使用されているのかということにつきましては、ちょっと、私のほうでは把握はしておりません。

ただ、やはり、先ほど、言われましたように、例えば、この前も、私もテレビで見たんですけども、佐渡のほうで、トキが来なくなると、そういった中には、そういうネコチノイド系の農薬が影響しているといった中で、このネオニコチノイドの農薬につきましては、本当に最近出てきたものですよね、平成になってからという形だと思います。

佐用のほうも、そういった形で、この環境型の、さっき言いました直払いの制度を取り入れられて、自分らでブランド化されて、そういった、そういうことすることによって、トキが戻ってきたといった形の話は情報は聞いております。

ただ、このネコチノイドの農薬の使用量等につきましては、私のほうでは、ちょっと申し訳ないですけども把握のほうはしておりません。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。2分前です。

9番（金谷英志君） 具体的にネオニコチノイドの名前挙げましたけれども、先ほどの町長の答弁の中で、農会なり、それから、元気工房さようの中でも、そういう取組については、そういう減農薬、それから、化学肥料使わないというようなこともあります。そういうふうに取り組んでいくということがありましたが、実際、これで、その方向で、やっぱり周知をして、皆さんに情報を提供して、実際の害なんかもあるということで、佐用町の減農薬、化学肥料の縮減に取り組んでいていただきたいと思います。

質問終わります。

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員の発言は終わりました。

続いて、1番、金澤孝良議員の発言を許可します。

〔1番 金澤孝良君 登壇〕

1番（金澤孝良君） 議席番号1番の金澤です。

私は、3点の質問をしたいと思います。

まず、1点目、休耕田・放棄農地等の対策はということで、質問させていただきます。

近年、農業環境は大きく変わっています。大規模農家、営農関係については機械化が取り入れられ、近代的な農業を営まれています。そして、収益を上げられているようですが、小規模農家にとっては、その近代化の機械の購入に採算が合わないとか、次世代への担い手がないなどの切実な問題を抱えておられます。また、作業委託においてもJAや、営農組合に依頼するには未整備田は駄目だとか、1ヘクタール以上ではないと駄目だとか、いろいろと制約があるようでやむなく放棄田、荒地にシなくてはならない状況にあります。

保全管理を行うにも草刈り、耕運作業が非常に大変です。このままの状態が続いていき放棄農地が増えていけば、農地としての利用価値がなくなると同時に、山間部ののどかな里山風景や情緒ある農作業風景も失われて荒地となり、再び農地としてののどかな里山風

景や、農地としての利用ができなくなる状況にあります。

土地の利用活用で太陽光発電パネルが各地で見られるようになりました。太陽光発電を否定するわけではありませんが、こんなところにもと思われるような場所にも設置されているように思われます。それぞれ県の認可を受けての設置だと思しますので、ここでは特に指摘はいたしません、農地が本来の農地として活用されてこそ、里山環境が守られていくものではないかと思えます。

いずれにしても、大規模農家については、国・県からの助成制度もありますし、それを活用されて専門的にやられている農家の方々は、非常に農業振興に大きく活躍されていますが、それは、とてもすばらしいことだと思っています。

しかし、小規模の兼業農家については、助成制度や支援もなく、やむを得ず放棄農地とされているのが現状であります。先般の地籍調査では、何の利用価値もない田畑は原野としての変更登記をされている方が多いように聞いております。

以前は、保全管理という名目でわずかではありましたが、管理料としての支給制度もありましたが、現在は、何もなく、ただ本当に管理といいますか、草刈りをするだけの土地となっているのではないかと思えます。

このままでは、少しずつではありますが、農地としての利用価値がなくなる放棄農地が増えていくばかりであると思われます。

人口の減少の中、佐用町内で一生懸命農地を守ってきた兼業農家に何らかの支援策を行い、里山環境をこれからも守っていく必要があると考えますが、行政として、今後どのような対策を考えているのかを伺いたいと思えます。

1、放棄農地となっている面積は、ここ10年でどのくらい増えてきているのか。

2、地籍調査での原野化された農地は、どのくらいの面積なのか。

3、放棄、原野化となる農地のその対策は、どのようにされているのか。

4、原野化にならないための保全管理をするに当たって、草刈り等の助成はできないものなのか。

5番目、中山間地域等直接支払制度の利用促進は十分にできているのかどうか。

以上、お伺いいたします。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、休耕田・放棄農地の対策についてのご質問にお答えをいたします。

最初に質問事項でございます JA の作業委託の件でございますが、未整備田等で進入路が狭いほ場については、受託していないケースもございますが、全ての未整備田についてでないこと、また、面積要件の1ヘクタール以上につきましては、ヘリでの防除についてのことであることを確認しておりますので、ご承知をお願いしたいと思います。

また、ご質問の放棄農地の定義でございますが、遊休農地・荒廃農地の区分につきましては、現在、農林業センサスによる耕作放棄地、農地法に基づいて農業委員会が行う利用状況調査による1号遊休農地と2号遊休農地、農業振興部局が行う荒廃農地調査による荒廃農地のA分類、B分類と各調査で微妙に違いがございます。今後、利用状況調査と荒廃農地調査は統合をされることから、農地法に基づく利用状況調査の「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる1号遊休農地」を議員ご質問の放棄農地というふうに解して答弁をさせていただきますので、その点もご了承

をお願いいたします。

まず1点目の放棄農地となっている面積は、ここ10年でどれくらい増えているのかということについてでございますが、10年間で22.7ヘクタール増加をしておりますが、平成26年度に臨時職員を雇用して、実態調査を行い、実態との差異を修正をしたために、大幅な増加となっており、平成26年度から令和2年度では、2.8ヘクタール、逆に減少をしております。この減少理由では、これは農地転用で、住宅建築やソーラーパネルが設置をされて、農地でなくなったことが原因となっております。

なお、放棄農地の全体面積は25.7ヘクタールで、現在の田の農地台帳面積は1,930ヘクタールでございます。

次に、2点目の地籍調査での原野化された農地はどのくらいあるのかということについてでございますが、地籍調査では、現地調査の結果、現地在農地でない場合は、農地から農地以外の地目へ変更が生じますので、農業委員会と協議を行いながら事業を進めております。

令和元年度と令和2年度の現地調査地区10地区について、農地から山林・原野・雑種地に地目変更した筆数は約700筆、面積は約18ヘクタールでございます。それ以外の地目としては、公衆用道路や宅地等の地目となっております。

続いて、3点目の放棄、原野化となる農地の対策はなされているかということについてでございますが、町内の至るところで何も耕作されず放棄状態の田が見られます。農地の面積に応じて交付金が支払われる、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の推進により、制度に取り組む集落、農会では守っていくべき農地を話し合いによって決められ、営農、保全活動がなされております。

特に多面的機能支払交付金制度におきましては、多くの集落に取り組んでいただけるよう、負担となる事務処理を一括して行う佐用町水土里会を設置をいたしました。あわせて広域化をすることにより、事業費を有効活用し、農業設備の長寿命化にも取り組みが進んでおります。現在の取り組みは85団体で、集落では90地区となっております。来年度も新たに1集落が取り組まれる予定でございます。

また、人・農地プランの作成により、地域の中心的な担い手、農業の将来のあり方を明確化をし、農地を守っていただくよう進めております。町では、現在33件作成されており、今年度も3件の作成が見込まれております。これら制度の推進に加えて、野生動物防護柵設置費補助により、放棄農地の防止も図っているところでございます。

農地につきましては、農地法により所有者等の責務として、適正な管理しなければならないことから、農会等で対応できない雑木や雑草が繁茂し、周辺農地に著しい支障を及ぼす農地につきましては、農業委員会から所有者等に対しまして、指導も行われております。

次に、4点目の保全管理等のための助成はできないかということについてでございますが、議員ご発言のとおり、戸別所得補償制度が始まる以前は、国の助成制度として保全管理につきましても助成金ございましたが、これは、国の施策である米の生産調整のため、やむなく保全する場合の助成であって、現在では、ただ単に保全管理をする農地に対しての単独の助成はございません。ただし、先に述べました多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払制度は、保全管理の農地も交付対象となっておりますので、制度を活用して農地の保全に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

また、農地の粗放的な管理として、団地要件はございますが、蜜源レンゲの栽培に対しての産地交付金を設けておりますので、現時点において単独での保全管理に対する助成というところは考えておりません。

次に、5点目の中山間地域等直接支払制度の利用促進はできているのかということについてでございますが、この制度は5年を1期とするもので、平成12年から始まって昨年度

から5期目を迎えております。交付要件として20分の1以上の傾斜と1ヘクタール以上の団地面積が必要となっておりますので、全ての農地が対象とはなりません、4期では38協定、5期では39協定で取り組まれており、来年度は、また、1協定増える予定でございます。

交付金の使途につきましては、個人配分と共同活動への配分となっております、共同活動では、農道草刈りの出役費、水路等の修繕、獣害防止柵の設置費用、共同機械の購入費など各協定で工夫をされて活用をいただいております。

少子高齢化、人口流出等による離農者の増加、継承者不足などで、今の農地面積を減少させず、営農、保全活動を続けることが困難な中、補助制度があるとは言え、荒廃農地を復元していくことは、不可能に近く、非農地に変えていくことも、ある程度は、仕方ないというふうな状況であります。

農地を守るためには、個人では、ほ場を含め、農道、水路維持など限界もありますので、人・農地プランの作成を推進して、農会、集落といった地域で、どこの農地をどのように守っていくか、また、地域農業のあり方、将来像を話し合っただき、各補助制度を活用しながら、地域全体で、何とか遊休農地になりそうな農地を守っていただきたいというふうに考えております。

そのためにも、人・農地プランの作成や各制度の導入をさらに進めてまいりたいと思います。当然、各制度の地域での導入、活用につきましては、地域に出向いて説明会を従来どおり行いますので、議員からも、また、その点、地域の皆さん方に、ご周知、また、働きかけをいただければというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金澤孝良議員。

1番（金澤孝良君） 丁寧な回答いただきました。

JAの作業委託の件なんですけれども、詳しく調べていただいたようで、申し訳なかったです。僕も農薬散布やっていた加減で、どんな小さな田んぼでも行っていたんですけれども、JAは、かなり作業効率を求められまして、1町以上ということになっているようでございます。

放置農地なんですけれども、いろいろ、かなり、いろんな分類があるようですね。僕も大雑把な放棄農地というぐらいにしか、とらまえていなかったもので、非常に勉強になりました。

いずれにしても、農地が農地としてなくなるということが、面積が22.7ヘクタールぐらい、ここ10年ぐらいで減っていたと。さらに、また、これからも少しずつではあるとは思いますが、だんだんと、あと、いろんな農家の方と、僕もお話するんですけれども、「わしができんようになったら、もうやめじゃ」という方が、かなりおられます。現実には、そうじゃなかろうかなと思います。

質問の文書にも書いておりましたけれども、非常に兼業農家にとって、2反、3反ぐらいな田んぼでしたら、コンバインがめげたら、もうええはとかいうような考えの方が、非常に多いようで、僕も、その一人なんですけれども、そういったことで、一度にたくさんなくなるというわけじゃないんですけれども、少しずつ、ほんの少しずつ面積が減っていくんじゃないかと思っておりますので、こういう質問をさせていただいたんですけれども。

地籍調査で、僕、長谷の奥金近というところなんですけれども、非常に、いわゆる平地

の田んぼがないところなんで、ほとんど山田だったんですけれども、そこが、もう放置されて20年、30年たっているところを、地籍調査に行ったわけなんですけれども、田んぼの中に、もう、こんな大きな木になってしめて、田んぼには絶対再生できへんということで、調査された方が、これは田んぼとしての登記は無理やと。原野というような格好で登録せなしょうがないなということで、かなり奥金近でも、その面積が増えたと思うんですけれども、そういったところが、今後、本当に、どうしようもないので、原野にされたとなったとしても、本当に何も価値のない土地なので仕方がないと思うんですけれども、何とか、我々の親、そして、おじいちゃん、おばあちゃんらが守ってきた土地を、何か農地としての形ができるものならなとは思うんですけれども、そういった格好で、農地としてではなく、原野となってしまったら、今度、農地に戻そうと思うことは、かなり難しいのかな、ちょっと、よく分かりませんが、本当に棚田の風景がなくなってしまうような状態でございます。

これは、私の意見なんですけれども。

それが、農地が原野になったということは、それは、あくまでも農地としては認められないという形で原野に登録してしまったら、あと例えば、どう言うのか、僕らも、たまに隣の畑を譲ってくれとか言われた時に、耕作面積が、今、3アール以上なかったらあかんと、原野になったところは、当然、農地じゃなくなるので、それは引かれるわけじゃさかいに、今まで買いよったんが、そこがなくなったために、農家として認められないというようなことも、あるんでしょね。ちょっと、質問の項目には入れておらんのですけれども、ちょっと、分かればお願いしたい。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 先ほど、議員おっしゃりましたように、経営面積が3反ですね。加えて3反になったかということになりますので、おそらく原野になりますと、田ではなくなりますので、そういった場合はカウントされないという形になってきます。

もし、それで自分が、所有が1反あって、じゃあ今度、1反ほど買いたいんだけど、買えないよというような場合は、例えば、利用権を設定して、自分の経営面積になりますので、例えば、よそから1反を借りてきて、自分の経営面積は、今、2反ですよ。それを買うことによって3反になりますよというような形にしてしまうと、その人は、また、田んぼを買えるといった形にはなりますので、制度としては、そういう制度でございます。以上でございます。

〔金澤君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金澤孝良議員。

1番（金澤孝良君） すみません。余分な質問になりましたけれども、そういう形で、何とか乗り切る方法があるということなんです。はい、ありがとうございます。

それから、次、4番の保全管理のための助成ができないのかということで、ご説明していただいたんですけれども、中山間地直接支払や多面的機能、そういったものもご指導いただいたんですけれども、今、僕、ここに持っているのが中山間地等直接支払制度のパンフレットなんですけれども、いいことが書いてあるんですけれども、非常にやろうと思っ

たら、なかなかかなり堅苦しい、農家がまとまらなんだらあかんと。集落で何人以上集めなさいとか、それから、農業生産活動を継続するために助成するということで、生産活動をしていながら農地を守るという、両面での事業だと思うんですけども、我々、私が、今回、言っているのは、昔やった減反政策ですか、ああいうふうな格好で、あれはよう作らへんけれども、景観を守るために草刈りだけでもしたいんやという方々は結構おられて、また、実際に僕もやっていますし、周りの人も景観を守るために草刈り作業を一生懸命やっているんですけどもね、そういった方に、例えば、シルバー人材センターを頼んだら、1日1万円かかると、それを、3,000円でも5,000円でも助成ができるような制度があればなと思うんですけども、そういったことは考えてもらうことはできないでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 最初の答弁の中でも、かなり詳しく、今の現況を説明、制度を説明させていただきました。

この非常に、やっぱり制度を活用するということになると、当然、そうした交付金を受けするためには、ある程度の制約といいますか、ルールというのは、当然あります。

それが、これまで、なかなか集落の中で、そうした申請事務とか取組、そのことをすることが非常に負担になるということで、水土里会という、そうした事務局を設置して、これを推進していくということで、これによって、かなりの集落が、逆に今、それを使っているんですよ。

ですから、やはり、そのへんは、確かに、集落の皆さんが、個人だけではなくて、ある程度一定の皆さんでという、これはやはり、自分の土地だけを守ってということが、全部の人が、それぞれやっていただければ、それが全体になるんですけども、やはり、今の状況から見ると、そうした保全管理をしたり、また、農地として耕作、そこで生産をしなくても、草刈り、集落の環境として、雑草が繁茂したり、環境が損なわれていくと、そういうものを、みんなでという取組が、1つの大きな目的でありますから、これは、やはり、今、80集落ぐらいですか、集落の数としては90集落ぐらいね。だから、ここまで、やはり、たくさんしていますから、それが、できていないところの地域については、これを取り組めるように、皆さんで、やっぱり、まず、努力をしていただくということが、まず最初、大事だというふうに思います。

以前の、減反政策で、強制的に、作付けをしたら駄目だと。やむを得ず作付けをしないということに対しての助成制度だったわけで、国としても、これまでどおり、米余りになってしまって、自由に作付けはできるという前提の中で、じゃあ、それだけで補助をしないということになると、もっともっと、そうした、今の個人で小規模な農地が荒廃をしていく、それを守るためにという、こういう制度が、まず作られているというふうに、私は、思っておりますので、この制度を活用できるように、ぜひ、まずは、取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

〔金澤君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金澤孝良議員。

1番（金澤孝良君） 当然なんです。集落がまとまって、いろんなことをやっていくとい

うことは非常に大事なことで、やらなければならないんですけれども、僕も個人的には努力しているんですけれども、なかなか、うまくまとまらないと。

自分とこの田んぼぐらいだったらやるけども、よそのんまで出ていうか、ボランティアじゃないんですけれども、こういう制度を活用したら助成金も出ますので、やっていこうじゃないかなと言っても、よそのんまではなというのが現実のところなんです。そういったところを、今後、検討していかなあかん課題だとは、僕自身も思っているんですけれども。

去年の年末に長谷の地域づくり協議会で、地域の住民にアンケートを取ったわけなんです。その中で、地域づくり協議会に対して、どんなことをしてほしいですかというアンケートを取ったんですけれども、その中で、一番多かったのは、農作業の草刈り作業。それから、田んぼ、畑の耕うん作業。それが、全部で、対象は子供も含めたなんですけれども、518人から回答をいただいたんですけれども、その中で、農作業と草刈り作業をしてほしいというのが、234人。これ、多分、大人の方ばかりの回答だと思うんですけれども、非常に農作業に、農作業は特に草刈り作業が負担だと思っている方が、非常に多いのが現状みたいです。

それで、その人らに、一緒にみんなでやりましょうなというお話ができるかと言えば、そうじゃないと思うんです。ほとんどが、おじいちゃん、おばあちゃんだったり、自分とこの草刈るのも、今、精一杯で頑張りよんやと、けど、わしがようせんようになったら、誰が刈ってくれるんだろうなというような家庭が多いようでございます。

そういった方々の要望に応えるためにも、ぜひ何とか、そういう助成制度があればなと思って、質問させていただいたんですけれども、基本的には、こういった多面的機能支払制度や中山間地等直接支払制度を利用してくださいということで、取り組んではいかなければ駄目だと思うんですけれども、なかなか、それが難しい状況なので、また、ひとつ今後の検討課題として、考えていただければなと思います。

次に、2点目に入りたいと思います。

8050問題のその後の対応はということで、ご質問いたします。

ひきこもり世代の高齢化問題については、以前にも質問させていただき丁寧な説明をいただいたところですが、全国でも、まだまだ多くの課題、問題があるようでございます。

ニート・ひきこもりの方々個人の問題であるように思えますが、家庭環境の変化、本人、親の高齢化により生活状態が貧窮化状態になり介護放棄などの問題が全国で起きております。

2020年6月に改正社会福祉法が成立し、引きこもり、介護、生活困窮者といった多分野にまたがる課題解決が必要で、窓口をたらいまわしされていた問題をワンストップで包括的に対応できる体制づくりが確立できるようにするための改正であるようです。

佐用町では、この社会福祉法の改正を受け、どのような体制づくりができているのかをお伺いします。

1、地域包括支援センターでの取組はどうか。

2、ひきこもり地域支援センターとの連携はできているのか。

3、生活困窮者支援窓口・自立相談支援センター等の取組はどうか、お願いいたします。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君）

庵途町長。

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの2つ目のご質問でございます 8050 問題のその後の対応についてお答えをさせていただきます。

以前でのご質問でもお答えをさせていただいたところではありますが、8050 問題とは、子供のひきこもりが長期化をし、それを支える親も高齢となり、経済的困窮や介護に関しての問題が発生するようになり、これを 80 代の親と 50 代の子供との関係での課題であることから 8050 問題というふうに呼ばれているところでございます。

このように、地域住民の抱える課題が複雑化、複合化する中で、これまでの生活困窮相談窓口、子育て支援窓口、高齢者支援窓口、障がい者支援窓口といった、個別での支援体制では、対応が困難になってきていることから、令和 2 年度に社会福祉法の一部が改正をされまして、国としては、市町村が包括的な相談支援体制を構築するように、市町村に対して求められているところでございます。

佐用町では、現在のところ、国が示しておりますような包括的な窓口という、総合的な窓口という設置はできておりませんが、しかし、小規模な自治体の特性を生かして、現在でも一人一人の職員が関係する複数の業務を担当して、課内の職員や課を超えた他の職員との連携調整を行いながら、介護や障がい者の皆さん、そして、子育て、生活困窮、保健福祉など、住民の方に対する相談が円滑な対応ができるよう、実質的には、こうした包括的な窓口を設置しているのと同じように、その対応をさせていただいているところであります。

それでは、1つ目の地域包括支援センターでの取組はということについてでございますが、佐用町地域包括支援センターは、介護保険法の規定に基づいて設置をされ、住民の保健医療の向上と、福祉の増進を包括的に支援することを目的といたしております。この業務の1つである総合相談支援業務では、住民の各種相談を幅広くお聞きして、必要な支援を把握し、適切な関係機関へつなぐよう支援を行っております。

また、相談の中で、高齢者のひきこもりや 8050 問題などの課題がある場合には、保健師、民生委員児童委員、介護支援専門員、近隣の関係者など、かかわりのある人による個別ケア会議を開催するなど、関係する各課の職員や介護、医療、福祉などの関係機関と連携をして、生活改善や自立への支援へとつなげております。

次に、2つ目のひきこもり地域支援センターとの連携はとのご質問でございますが、兵庫県におけるひきこもり地域支援センターは、コムサロン 21 という特定 NPO 法人が県から委託を受けて担っております。姫路事務所では、ひめじ若者サポートステーションという事業により、社会とのかかわりが困難な若者の相談を受けたり、就労支援を行ったりしております。ひめじ若者サポートステーションは、姫路市内での支援だけでなく、約 2 カ月に 1 回、佐用町役場内に出張窓口を開設して希望者の相談にも応じていただいております。

最後に、生活困窮者支援窓口・自立相談支援センター等の取組はということについてでございますが、兵庫県内では、県から委託を受けたワーカーズコープという団体が相談や支援に当たっております。ワーカーズコープは、生活保護を申請してから保護費が支給されるまでの間や、次に収入が入るまでの間の一時的な食糧支援や、ハローワークなどと同様に仕事を見つける支援、また、金銭管理による家計改善の指導など、役場の業務では、なかなかできない支援を担っていただいております。町とワーカーズコープのお互いが連携をして、生活に困る方を支えています。

これからもこのような連携によって、町民の皆さんのお困りごとに寄り添った支援を続けてまいりたいと思います。

また、今年度からひきこもりにある方への支援として、16歳以上50歳未満の方、約4,800人に対して、生活と健康に関する調査というアンケートを、現在、実施をしております。加古原議員からのご質問の中にもありまして、答弁をさせていただいたとおりの調査でございますが、そうした、このアンケートにより、ひきこもりの疑いのある人や社会機能が低下をしている人を把握して、支援を必要とする人で、同意が得られる場合には、来年度以降、さらに詳細な聞き取りを実施したり、訪問による相談など、ご本人やご家族に対しての支援につなげていければというふうに考えております。この調査によって、できるだけ、町からも、そうしたアプローチをして、そうした相談をして、お互いに問題解決に向けて取り組めるような形で、対象者の方々に寄り添っていければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金澤君 挙手]

副議長（小林裕和君） 金澤孝良議員。

1番（金澤孝良君） 町内の、佐用町の状況をありがとうございます。確認したところでございます。

私が、ここで言う8050問題というのが、実際にはもう、世代的には90代になられたり、その方が60代近くになられているというような状況の方についてなんですけれども、どのような窓口対策があったとしても、なかなか本人から手を挙げて相談に来られるという方は、全国的に少ないようです。

本当に、いよいよ何か事件があったり、衰弱死とか、そういう事例があった時に初めて、ああそうだったのかと分かることが多いのが現実のようです。

なかなか本当に、行政がいくら頑張っても、窓口を手を広げて待っていたとしても、なかなか、そこに駆け込んできていただけないというような状況で、じゃあ、どうしたらいいのかという部分が、一番難しい。これは、ちょっと、違うとは思いますが、子供のいじめとか、そういった部分についても、見つけ出すのが、本当に難しいような状況の中で、いろいろと行政も考えていただいておりますので、僕、ああこうだという部分がないかとは思いますが、しかしながら、じゃあ、仕方がないから放っておこうかというわけにもいきませんので、やっぱり、できる限りの対応というのは、やっていただきたいと思っております。

福祉法が改正されたということで、さらに強力に国も取り組まなくてはいけないという問題ということは、十分に認識はされておるようです。

質問の文書の中にもありましたけれども、今まで、窓口を、いやここじゃない。いや、この問題だったら、別の介護のほうに行ってくれとかいう、たらい回しの部分が結構多かったということで、一括して、どこかの窓口で引き受けて、全て対応しようじゃないかということで、こういった法改正になっているんだと思うんですけれども、そこらあたり、専門の職員というのは、非常に難しいと思うんですけれども、先ほど、町長がおっしゃられたように、NPO法人のほうで、協力体制をしていただくというところなんですけれども、そういう担当の職員、一応、窓口としての職員は、健康福祉課か高年介護課か、ちょっと、よく分かりませんが、手を挙げて、自分から相談に行った時の担当職員というのは、専門で置かれているんでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。午前中の加古原議員のご質問の時にもお答えしましたけれども、保健師のほうが、各地区ごとに担当を持っておりますので、ご相談に応じて、保健師のほうが、その内容を各課のほうにお伝えをして、また、保健師のほうから、お返しをする。ご回答するというようなことで、なるべくご相談者の方が、いろんな窓口に行って、直接、自分の声で、こういうことをお願いしたいというようなことが少なくなるようにということで、体制をとるようにしております。

〔金澤君 挙手〕

副議長（小林裕和君） はい、金澤孝良議員。

1 番（金澤孝良君） ある程度の体制づくりというのは、取られているようで、安心するところなんですけれども、先ほども、ちょっと言いましたように、まず、自分から手を挙げて相談に来るといふところまで、踏み切る方が少ない。

それを、どうしたらいいのかということで、全国的に取り組まれている福祉の介護福祉者というんですか、ちょっと、名前のこと、はっきり分かりませんが、介護訪問をされている方が、8050 の、息子さんがおられるのに、何で、この人、全然出てきてくれないのかなというような自宅があったりするようなことで、その 8050 問題が分かったという事例もあるようです。

訪問ヘルパーというんですかね、そういった方々と連携しながら、見つけ出すという言い方、非常に失礼かも知れませんが、そういった家庭に、行っときながら分からない状態じゃなしに、その方が、ちょっと、気をつけていただいて、そういった事例を見つけて出すといいますか、ここ若い子おってのに、何で、仕事に、いつ行ってもおってやほというような状況のところがあれば、報告をしていただくというような体制づくりというのでも必要じゃなかろうかなと思うんですけれども、そこらあたり、介護事業者とかとの、そういった連携的なお話は、今後、していただけるような状況にはあるんでしょうかね。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） いろいろ、それぞれの家庭において、いろんな問題を抱えておられる実態というのは、想像はある程度したとしても、なかなか、やはり、本当に、家庭の、個人のプライバシーの問題でありますから、行政がどこまで、そういう実態に対して、いろいろと情報交換したらいいじゃないかという話ですけれども、やはり、そうした介護認定を受けに調査に行ったり、いろいろと行政上の関係の中で、お伺いして、ここには、そうした 40 代、50 代ぐらいな方で、ずっとひきこもりの方がいらっしゃるんじゃないかなというのが分かって、それを、ほんなら、担当、こういう人がいますよということ言っても、じゃあ、直接、その家庭に、こういう方、いらっしゃるみたいですけどというようなことは、なかなか、これは、言うこと自体が、非常に難しいわけですね。

ただ、この問題は、非常に、私は、これから、地域にとっても、社会にとっても、本当に大変大きな課題だという認識で、これは以前にも申し上げましたけれども、本当に、先ほ

ども金澤議員も言われたように、最後、誰も年を取られて病気になったり、それによって入院をされたり、最後には亡くなられたり、その時になって初めて、そういう親がずっと、生活を見てきた、親が亡くなった時に、それが、誰も見る人がいなくなったと。どうするかという問題が、一気に噴出、出てくるわけですね。

そういう方が、相当数いるだろうということは、誰もが、大体、そういう状況としては、想像はするわけですから、先ほど言ったような、本当に、こういう問題に対しての行政としての取組、できる限り、相談をしていただいて、それを事前に、少しでも、どういう対策を、今後、長期的にもしていくかというようなことが、支援ができるかどうか。支援をするためには、どんな支援ができるかというようなことも相談しなきゃいけない。

そのために、先ほどから、申し上げている、今回、生活の実態調査ということ、これを、まずさせていただくということが、まず、1つのスタートだろうということで、今、アンケート調査をしているわけです。

ただ、これにおいても、正確に全てアンケートに答えていただけるかどうか、これは分かりません。

ただ、これまで、そうしたことに対して、相談をできない。また、そうした問題を伝えることができない方、そういう人にとっては、このアンケート調査というものが、1つのきっかけとなって、自分の家庭が抱えている問題を、行政と、そうした、いろんな福祉、また、生活実態、生活の支援の問題、また、就業について、こういう大きな、いろんな包括的な問題になりますから、こういう形で相談ができるきっかけを、私は、つくっていかなくちゃいかんだろうと。しかも、どのくらいの方が、そういう状況におられるのか。それが、どんなような年齢で、どれぐらいな、どういう状況にあるのかというようなことも、少しでも実態に即した状況が把握することが、行政としても、これから対策を進めていく上で、非常に大事だろうということで、調査を行うわけですから、その点、ひとつ、町としても、非常に、この問題については、非常に大きな大変難しい問題ですけれども、大切な問題だという認識を持っていると。

担当においても、そうした福祉課の担当者だけの中で、高齢者というだけじゃない。今度は、若い人たちと一緒に、一体的な問題になりますから、その一人一人の、今、持っている1つの担当分野だけでは解決をしないということなので、町のそういう関係している、特に福祉課なり、また、生活実態の中で、税とか、それから、保険の問題とか、そういう住民課とか、そういうところも関係してくるというふうに思いますので、そういうところ連携をして取り組んでいきたいということで考えております。

そのへん、ひとつ十分ご理解いただきたいと思います。

〔金澤君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金澤孝良議員。

1 番（金澤孝良君） まさに町長のおっしゃるとおりだと思います。

本当に、そういう体制を確立しておいて、そういう事例があった時に、十分に対応できる。いつでも即対応ができるように、ひとつ整えていってほしいと思います。

この問題について、本当に、いろんな種類、インターネットで調べたりするんですけど、とにかく、なかなか、人間、プライドもありますしなんですけども、私が困っているということ、本人から、本当に言われる方が、どの書類を見ても、そういった方々を見つけ出すのが大変なんだと。

見て、一旦、相談に乗ってしまったら、やっぱり十分に対面でお話ができるようになる

から、そこへ行きつくまでが、非常に大変な作業になっているようです。

専属で、NPO 法人の何とか会というのも、一生懸命取り組んでおられているようですが、そういった方々の苦労話もあります。

ですから、地道な活動にはなると思うんですけども、町においても、そういった体制づくりというものを、ひとつ、いつ相談があっても真剣に取り組んでいただきたい。

たらい回しとか、あっち行け、こっち行けじゃなしに、ひとつ本当に十分に対応ができる体制づくりは確立しておいてほしいと思います。

平福に、ひきこもり対策、西木さんとその跡地というか、家を借りて尾鼻さんという方が開いておられる、ちょっと名前忘れましたが、そうした、ひきこもりについての IT 活用で、何かをやっていくんだということを、新聞に出ていたように思うんですけども、そういったところも、ぜひ、また、町のほうで、協力体制をしていただければいいのではないかと思います。

時間ありませんので、3 点目の質問に入らせていただきたいと思います。

今年の7月の豪雨で、静岡県伊豆地方、熱海市ですね、で起きた盛土崩落は甚大な災害となり、大きく報道されたところです。この盛土の崩落災害により国土交通省は盛土の安全性について、全国に点検確認の指示を出したと報道されています。兵庫県でもやっていただいたようですけれども、町内にも大規模な盛土や埋め立て、そして、また、個人の事業者が埋め立て、盛土というのが存在しているようではないかと思いますが、その安全性についての確認ができていますのかどうかを伺います。

1、申山・秀谷の太陽光施設の盛土の安全性は、確保できているのか。

それから、2番、個人事業者の埋立地も含めて盛土と確認できる場所は、一体どのぐらいあって、その安全性は確認できているのか。

3番、家屋や人的被害の出るおそれのある盛土は、その中に含まれているのかどうかをお伺いいたします。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からのご質問、3 点目の町内の盛土の安全性についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、盛土の安全性確認につきましては、ご指摘のとおり、今年8月、国からの指示によりまして、兵庫県においても宅地造成等規制法、林地開発等の開発に係る関係法令において、おおむね2000年以降に造成の完了したものを対象に、盛土による災害防止のための総点検が実施をされて、町も対象地の場所等の情報提供も行っております。

点検は、既に終了をしております、その結果につきましては、近々に公表をされる予定というふうに聞いております。

まず、1 点目の申山・秀谷の太陽光発電施設の、この盛土の安全性ということでございますが、申山は中国横断自動車道姫路鳥取線の残土処分地として NEXCO が、この造成を行っております。また、秀谷は平成 21 年の災害による災害復旧事業の公共工事残土処分地として、兵庫県光都土木事務所が、法令に遵守した規格で、この盛土工事を行っております。

先ほど、説明しましたが、国からの指示であります、盛土による災害防止のための総点検とは別に、県により太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例で、届出の対象となっている 5,000 平米以上の太陽光施設を対象とした、防災上の措置に関する総点検が

併せて実施をされております。

点検結果については、県ホームページでも公表されておりますが、申山・秀谷とも、防災上の措置に関する基準においては、全て適合となっており、経年による地盤や盛土のり面の変状も認められていないために、安全性が確保されているということでございます。

2点目の個人業者も含めて、盛土と確認できる場所はどのくらいあるかのご質問でございますが、県や町の公共工事以外でも、個人の住宅建築、森林整備のための作業道の設置など、様々な工事において盛土等は、これは必然的に切土、盛土という形で行われるものであり、町内には、その高さが数十センチぐらいから、秀谷や申山の残土処分地のようになり大規模なものまで、様々な状況もあることから、その全てを把握することは、非常に難しい状況でございます。

また、造成を行う場合の町への届出が必要な制度としては、宅地造成等規制法による届出制度があり、一定以上の切土、盛土には許可または届出が必要となっておりますが、それも宅地造成工事規制区域内に限られたことでありまして、町内の半分以上は対象外となっていることから、これも、なかなか把握は難しくなっております。

次に、3点目の家屋や人的被害の出るおそれのある盛土はあるのかということでございますが、先ほど、説明をさせていただきましたことに加えて、被害の危険性についての把握は、それぞれの場所毎に状況が違うために、盛土を実施する施工主の責任において判断をしていただく必要があると考えますが、初めに申し上げました、盛土総点検の結果を、これから確認をしていきたいというふうに考えております。

また、新たに土地を開発する場合には、先ほど申し上げた宅地造成等規制法のほか、森林の場合は、林地開発許可などの土地利用規制がございますが、それにより全ての安全が確保されているとは言い切れません。

なお、人家裏などの危険性につきましては、通称イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域や、通称レッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域などを戸別配布されましたハザードマップや県のホームページで、これは確認をすることができます。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金澤孝良議員。

1番（金澤孝良君） まず、1点目の申山、秀谷の太陽光設備の件なんですけれども、秀谷は別なんですけれども、申山を埋立て、NEXCO 西日本がやられたんですけれども、埋立て当時、ちょうど僕、集落の自治会の役員しておりまして、非常に心配だったので、NEXCO の津山工事事務所でしたかね、工事長さんところに、3回か4回ぐらい出向いて、盛土が、どのぐらいの高さになるんやとか、安全性について聞いたことがあるんです。

そしたら、今井さんと言われたと思うんですけどね、工事長が、「素人さんに、そういうこと言われるまでもなく、我々は、もうしっかりと計算して、土の埋め方とか、斜面の角度がどのぐらいにしたらいいのかやっていますので、地元の人に、決して、将来的にも迷惑をかけることがないので、安全性については保障します」と言っていたので、いろいろ難しい計算あるようですね、何立方メートル埋めたら、50センチか60センチぐらいでしたかね、それを転圧して、また、それを、もういっぺん転圧するという、非常に細かい作業をされておりました。

「じゃあ、ほんなら所長、これ何年ぐらい大丈夫なんですか」って言ったら、「その何年もつかと言われたら、それは回答が、なかなか難しい。ただ、計算上、これだけ埋立てた

土に対して、斜面はこのぐらい。これだったら、一般的に考えて、自然のできた山よりも、しっかり土砂はしています」という、自信を持っておっしゃられましたので、それを僕らは信用しておるわけなんやけども、ただ、50年、100年、僕らは結果を見るわけにはいかんのやけども、そのぐらいは大丈夫なんかと言ったら、「設計上は大丈夫です」といういい方なんです。設計上は。

ただ、想定された災害とか、いろいろあるみたいですけども、世の中の自然災害の中には、やっぱり想定外ということがありますので、やっぱり点検というものを、しっかりやっていただくように、町のほうに、町の土地なのでということで、所長から聞いたんですけどもね、今後の点検ということは、町が責任持ってやっていただいていると思いますので、それはそれで、申山の埋立地については、僕は、安全は確認しながら、今回、秀谷と一緒に質問させていただいたわけなんですけれども、秀谷の埋立てを県土木がされて、同じように、50センチとか、1メートルごとに転圧をされて、十分に転圧をされて埋立てをされておると思うんですけども、ただ、僕、ちょっと個人的な、非常に心配なんですけど、秀谷、ずっと谷が流れていますと、佐用のちょうど駅の裏の谷になりますので、あそこあたりが個人的な心配なんですけれども、そこあたりは、町長に、いや大丈夫だということ、ちょっと、言っていただければありがたいなと思って、ちょっと、確認の、非常に意地悪な質問なんですけれども、ちょっと、お願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした盛土という、ああした大規模なもの、また、その盛土の仕方も谷をこうして埋めるもの。また、山の一部を切り取って一部を造成、盛土する。

例えば、佐用中学校なんかというのは、当然、裏の昔あった山を一部切って、運動場の部分なんかは盛土になっているわけですね。

ですから、まあまあ、そういう中でも、いろいろな状態、昔、自然にあったものを、人工的に変更するために、それによって、そうした崩壊、崩れていくようなことがないようにということで、いろんな法律上も規制されて、計算をして、ちゃんと、そうした事業を行うようにということになっております。

ですから、NEXCOが行ったり、申山にしても、秀谷にしても、全国にも、こういうとたくさんありますけども、その中でも、そういう、基準に、きちっと則って設置、盛土事業やっておりますから、あそこまでの工事ができるというのは、なかなかないんですね。

ですから、50年とか100年とそんなものじゃないです。これは、私が、ああいう形でつくれば自然の山と一緒に、これから何百年も1,000年も先でも、それが、その土が崩壊をしていくというようなことはないようにということでできております。

一番、盛土で非常に大切なことは、水ですよ。水によって土が下から崩壊をしていく。中にしみ込んで、その中で土が流動化をして、そして、上の重さというものが傾斜、斜面をずっていくという、このメカニズムなんです。水ですよ。

ですから、私らが、熱海のあの事故を見て、あれは、完全に人為的な原因だというのは、すぐ分かるんですけども、あれの一番問題は、昔あった谷のところに、土をただ、どんどん、どんどんと埋めているだけです。

しかし、秀谷にしても、申山にしても、まず、土の埋め方は50センチ、60センチごとに転圧をしながら、これは沈下をしないようにということで、後から、いろんな形に使う場合も、沈下を防ぐために、そういう造成を一つ一つしていくんですけども、それ以前

に一番基本になる水を処理する。水も表面の水は、ぐるりに側溝をつくって、水を集めて、きちっと調整池のほうまで流して、一気に水が出ないように、申山のほうにも調整池を設置しておりますし、秀谷の造成地も下流に調整池をつくっております。それは、表面の水です。

でも、それよりか、一番、ああいう盛土に対して危険なのは地下水。浸透してきた水です。この水を、きちっと排水をしていかないと、埋めた土の内部が熟んで、流動化をします。ですから、秀谷にしても申山にしても、下に排水管を、全部、ずっと大きなのを設置しているわけです。そこで、それにガラを入れて、そこで水が、きちっと地下水という形になった水が、また、排出がされるように設計をされております。

ですから、そういう工事をするために莫大な費用がかかるんですね。簡単に土捨てているからできたんじゃないかって、あの工事を申山の時に NEXCO と私も何回も話しておりますけども、道路も含めてですけども、あれだけの造成を、造成としてやろうとすれば、約 8 億ぐらいな費用がかかると。それから、秀谷の奥にしても、これは全部で 20 数億の費用が、実際かかっております。そこまで、完全なものにやっていますから、これらは、本当に安心していいんですけれども、なかなか民間で小さな規模のところは、そういう施工方法は取っていないということです。

残土処分にしても、上から積んでいくのは、下から下から土を入れていくのは、そう入れていくんですけれども、下、地下水を完全に排水するようなものを設置して、最初から計画をしてやっているところというのは、なかなか少ないというようなところが、これが一番心配をされるところです。

〔金澤君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金澤孝良議員。

1 番（金澤孝良君） 町長が自信持って、秀谷、申山の太陽光の埋立地は安心しましたけど、ただ、ちょっと、心配なのが、それ以外のところの点検というものを、ひとつ、また、いつ、それこそ、災害、豪雨、地震があるかも分かりませんので、対応は、民間の埋立地なんかも含めて、点検作業というものを、ぜひやっていただきたいとお願いしながら、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

副議長（小林裕和君） 金澤孝良議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 3 時 30 分とします。

午後 0 3 時 1 5 分 休憩

午後 0 3 時 3 0 分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を続行します。
11 番、岡本安夫議員の発言を許可します。

〔11 番 岡本安夫君 登壇〕

11 番（岡本安夫君） 11 番、岡本安夫です。本日、5 人目で最後の一般質問ですが、よろしくお願ひします。

1 件目は、佐用町森林ビジョン実現のためにであります。

本年、今年 3 月に今後の佐用町の森づくりの羅針盤ともいふべき、佐用町森林ビジョンが策定されました。

その第 6 章では、森林資源活用計画、平成 25 年の評価のところでは、このビジョンの位置づけや役割に係る独自条例制定を検討するとあり、今議会には、佐用町森づくり基本条例が上程され、先般の産業厚生常任委員会に付託され審議されたところでもあります。

17 日の本会議で正式に採決されるわけですが、条例が制定されることにより、全国に取組が発信され、人的交流や、流入の支援が期待されます。

また、人材育成と、その確保について、町内、町外の意欲ある若手の人材確保に努めるとあるように、人材育成と確保に林業に特化した地域おこし協力隊の募集を早急に行うべきではないでしょうか。

木材ステーションや中間土場もあり、ある程度の木材需要と供給の受け入れのベースはあります。自然林を含めると 2 万 4,000 ヘクタールの山林は、現状のままでは、一通りだけ手を入れるのに何年かかるか分かりません。逆に言えば、まだまだ、大きな雇用や起業、起こすほうの起業です。そして、事業体が生まれる可能性が十分にあるということです。森林ビジョンや今後、制定される予定の森づくり基本条例が絵に描いた餅にならないように佐用町の森づくりが持続可能なものになるように、まずは、山林作業のできる人、マンパワーの確保が一番だと思いますが、人材育成と確保についての町長の考えを伺います。

なお、2 件目につきましては、質問席から行います。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からのご質問の第 1 点目の佐用町森林ビジョンの実現のためにというご質問に対して、お答えをさせていただきます。

議員、ただ今、ご発言のとおり、本年 3 月に策定した佐用町森林ビジョンは、町の森づくりの羅針盤として、具体の施策を多数、盛り込んでおります。併せて、佐用町森づくり基本条例の制定に向けて、本議会に議案を上程をさせていただいているところでございます。

町行政といたしましては、荒廃した森林の整備の促進によって、災害に強い森づくり、木づかいと交流の街づくり、森・街・未来をつなぐ人づくりの 3 つの重点理念のもと、その利益や恩恵が所有者や住民に還る森となるよう目標を定めて取り組んでいるところでございます。

これらビジョンの実現のためには、実際に森林の中で森林整備に携わっていく人材なくして、これは成し得ません。そのことは、もうご指摘受けるまでもなく、十分、分かっているところではあります。林業従事者の現状は、残念ながら高齢化が進み、新規就業者は大変少ない状況でございます。

国においては、緑の雇用事業により、新規就業者の確保や育成に取り組んでおりますが、兵庫県においても、宍粟市内に森林大学校を開設して、林業の後継者の育成に努められて

いるところであります。同校出身者の佐用町内での雇用は、まだ実現はされておられません。

また、町内の林業事業体からの聞き取りによりますと、従業員の募集はしているものの、応募がないということでありまして、林業事業体においては、従事者不足が喫緊の課題となっております。

そこで、議員からのご提案のように、地域おこし協力隊としての人材確保も1つの手段であるとは考えておりまして、実際に、本町でも協力隊出身者が、町内の林業事業体に就職をしたという実績もございます。

また、議員がおっしゃるとおり、佐用町の山林は大変広いわけでありまして、そのため林業事業体における雇用だけでなく、新たに小規模な人工林、また、育林や里山整備を実施をしていただける自伐林家が再び生まれることを期待したいというふうに思っておりますが、皆さんも十分、現状をよく理解いただいているように、林業の様々な、今、取り巻く環境、現状で、なかなかこの自伐の林家、林業だけで生計を立てていくということが、非常に難しいということも事実だというふうに思います。

担い手不足は、林業に限ったことではございませんが、農林業をはじめとするあらゆる分野において、あらゆる場面で、あらゆる、いろいろな、国も、いろいろと制度も創設していただいておりますが、そうした制度、また、町としても、そうした担い手を確保するための、そうした制度を活用しながら、努力をしていきまして、まず、林業に携わっていただく方の育成、確保に努めていかなければならないということを考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 今、必要性というのを十分感じておられて、なかなか難しいということなんですけれども、どうですか、今年度、あるいは来年度あたりから、私が提案したように、林業に携わってくれるというような方を、地域おこし協力隊で募集すると。応募があるかどうか分かりませんが、それやってみようと、やる必要があるんじゃないかと思っておりますけど、その点だけについて、いかがですか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私も森林組合にも関わっておりまして、林業、山にいろいろと携わって事業を行っていただいている方々の状況というのは、十分に分かっているつもりであります。

そのために、今、佐用町内では、どうしても林業事業者というのは、やはり森林組合を、当面、中心に取り組まないと、なかなか、そうした新しい事業体が生まれてこないという状況で、森林組合としても、そうした人材を何とか確保したいということで、これまでも努力をしてきました。

土木会社に勤めておられた方を、そうした重機の操作が十分できる方ですから、そういう人を採用をした経過もありますし、現在は、森林の計画とか、そうした事業を進めていくためにも、現場での仕事だけではなくて、組合の中での管理、また、事業の計画づくり、推進、地域の皆さんとの話し合いをして、経営計画を作成をしながら、今、実際に団地化

をして、進めているんですけども、そうした人材を、育成するために、昨年、若い、大学を出た青年を採用をしたということで、全く山の経験はないんですけども、1年たって、一生懸命頑張ってくれております。

それに加えて、先ほどの提案のように、地域おこし協力隊においても、佐用町が採用して、山の仕事に慣れさせるために、町として、そういう仕事を与えて、将来、森林組合なりにも就職してくれないかというようなことも思いましたけれども、森林組合じゃないですけども、町内の林業事業体のほうに就職をしたということで、これまでも、そして、提案をいただく前にも、既に、そういう取組をしてきております。

ただ、やはり、今でも、何とか、そうした人材を、さらに採用したい。また、森林組合の仕事をしていただいている、私とこの直接雇用をしている作業員、組みですね、そういうところも、今、人が2人ということで、もう1人、やっぱりほしいというように、現実の問題として、そういうのもあり、また、これまで、ずっと佐用町の仕事を中心にやっていた、この事業体、事業者についても、やはり人がほしいということで、できるだけ、何とかないかということで、私たちも探しているわけです。

そのために、先ほども申し上げました、そういう人材を育成するためということで、宍粟市に森林大学校という、県が設置していただいて、これに、私らも、かなり期待をしたんですけども、なかなかやっぱり、そうした、山について、仕事と言っても、いろんな仕事があります。

やはり、まずほしいのは、現場作業できる。伐採をして、搬出をして、そうした作業ができる人材がほしいんですけど、これは、やはり経験を積まないといけない。だから、誰も最初から経験がないので、若い人たちを採用しながら育成をしていくという過程を取らないかんですけれども、なかなか森林組合等にも、ほかのところにも就職をされている、森林大学校のほうから、そういう就職をされておりますけども、やっぱり管理のほうなんです。

〔岡本安君「ん？」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 管理。

今、私とかが、昨年、森林組合に大学の出身者を採用して、今、しているというように、いろいろと運営を行うために、机上で計画をつくったり、現場へ出たり、管理をしたりという、そういうことなら、ある程度、希望者もあるんですけども、現場で、チェーンソー持って、また、ああした林業機械を使って伐採をして搬出をしていくというような現場作業としての人材というのは、なかなか、募集をしているんですけども、適任者がいない状況です。

そういう状況ですから、地域おこし協力隊というのは、非常に、それに期待をするところも、いろんな分野で地域おこし協力隊を採用すれば、かなり、そういう問題が解決できるんじゃないかというような期待もあるんですけども、現実として、そんなに簡単なものではありません。

特に、求めている人材というのは、本当に、山の作業というのは、私たちも十分知っているように、誰でもが簡単にできる仕事でもないですし、非常に厳しい仕事、危険な仕事であります。

だから、そういう意味で、それだけに特化して募集することは、やぶさかではないんですけども、やはり、それは、どこからでも来て、そういう人を採用して、そういう作業に当たって、本当に、ある意味では、作業が、なかなか慣れない中で、無理にそういう仕事に就いて、本当に大きな事故を起こしたり、その人の一生を台なしにするようなことは、

これはできませんから、そのへんは、かなり慎重にやらんといかんというふうに、私は、思っております。以上。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 今、町長がおっしゃったこと、私も十分理解しております。

町長も、おそらく、若い頃、お父さんに連れられて山に行って、朝から下刈りをして、昼間はちょっと寝て、また、行ったりなんていうような、そういうような話をされたこともありました。

我々の世代までは、やっぱり家の仕事としてやらされていたというのか、そういうので、多少なりとも経験はあるんですけども、町内でも、我々世代以下になると、ほとんど、山に行ったことがないというような状態で、やはり町内で、なかなか、そういう人材を求めるのも難しいような状況ですし、それと、まずは、仕事がきつい。大変だということが分かっているので、なかなか、それをしようとする人がいない中で、1つは地域おこし協力隊、募集をすれば、何人か来るかも分かりませんが、それを、いきなり危険なとこにやるわけにいかないと、それも十分分かっているんですけども、佐用町には、森林組合含めて、上野組ですか、あそこも何人かのあれを、事業体が、上野組という事業体もあるんですけども、まずその、3年間の給与というんですか、それが保障されていますからね、3年間は、まず、そこで訓練していただいて、3年ぐらいでは、なかなか一人前にならないとは思いますが、3年、5年、そこで育てながら使ってくれというふうな、そういうことで、現場作業員を確保する必要があるんじゃないかと思います。

このまま、手をこまねいては、本当にビジョンも条例も絵に描いた餅になり、結局は人がいなかったということで、12月の広報に、たまたま出ておったんですが、この内容について、深堀するつもりは全くないんですけども、町長の山・森・森林に対する熱い思いが十分伝わってきていると思います。これを見て、よし山仕事してやろうというような子は、おそらく出てこないと思いますけれども。

実は、もしかしたらいう可能性もないわけじゃないんです。

例えば、九州のほうでは、かなり大規模な森林組合がありまして、そこの若い職員がたくさんいるんですけども、私、以前、宍粟市のほうの国有林の間伐に行った時に、たまたま、柳生木材ですか、そこの職員に会いましたら、どこから来たんですかと聞いたら、実は九州からなんだということで、何で、わざわざこっち来たんだということで、あそこの森林組合では、若い人大勢おるがゆえに、自分がやりたい作業をさせてもらえないんだというようなことで、自分は、いつか将来、独立してやりたいがゆえに、いろんな仕事覚えたいと。だから、こういうとこに来たんだというようなことがあり、あながち、地域おこし協力隊で、何も経験のない人ではなくて、ある程度の条件さえ出せば、そういう意欲のある、また、経験のある人が来てくれるかもしれないですから、何とかこう、人材確保する1つの手段として、これも協力隊の募集を考えていく必要があるんじゃないかと思えますけど。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） よく、おっしゃっていただくことについては、私も同じですから、何とか、そうした人材を確保し、育成もしていかなきゃいけない。これは、本当に、これからの山の管理や、今、考えているような、この計画、これを少しでも前へ進めていくために、絶対必要なことだということは、よく分かっております。

地域おこし協力隊だけに頼るという形だけでは、なかなか難しい点もあろうかと思えますけれども、その点も含めて、十分考えて、できることはやっていきたいというふうに思います。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） そういうことで、十分承知しました。

続いて、2 件目の質問にいきます。

いきなりですが、申し訳ありませんが、表題の訂正をお願いします。

佐用町特定不妊治療の後に助成をつけていただきまして、佐用町特定不妊治療助成の拡充を求めるということで、質問します。

少子化対策支援として、国もやっと本腰を入れ、令和 2 年度第 3 次補正では、本年、令和 3 年 1 月から所得制限を撤廃し、助成額を 1 回 15 万円から 30 万円にまで、また、助成回数を生涯 6 回だったものを、1 子ごとに 6 回までにすると拡充されました。

さらに、来年度からは公的保険の適用になるそうです。

3 カ月ほど前に、佐用町特定不妊治療助成の恩恵を受けられて、赤ちゃんが産まれたという方の話を、たまたま伺う機会がありました。大変、喜んでおられました。

いろんな話の中で、不妊治療は自由診療であり、病院や治療方法により、大変な費用がかかる。利用回数の制限があり、治療を重ねても必ず妊娠するとは限らないこともあり、心理的、経済的に大きな不安やストレスがかかっていたそうです。

国が、まだ、保険適用の概要の有無も、時期も明らかにされていないですが、佐用町独自の子育て支援や少子化対策のアピールポイントになるよう、保険適用がされようとしているこの機会に、さらなる自己負担の軽減や特に助成回数の制限を増やすことなどの助成制度の拡充ができないか、町長のお考えを伺います。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本安夫議員の 2 点目のご質問でございます佐用町特定不妊治療助成の拡充を求めるという点について、お答えをさせていただきます。

近年の晩婚化などを背景に不妊治療を受けられるご夫婦が増加しております、5.5 組に 1 組の割合と言われております。

また、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向と考えられ、厚生労働省が行った調査によりますと、仕事と不妊治療との両立ができずに 16%の方が離職をしているという、そういう調査結果もあるというふうに聞いております。

また、不妊治療において、精神的な負担が大きいことに加えて、体外受精など治療が保険適用でないため、経済的に負担も大きいということは言うまでもありません。

そこで、国や県では、経済的負担を軽減するために、特定不妊治療を受けた夫婦に対し

て、治療費の一部を助成を、現在しております。

また、不妊治療の保険適用を検討しつつ、国の令和2年度の第3次補正によって、これまでの助成措置を大幅に拡充をして、所得制限をなくして、治療1回当たり上限30万円、男性の不妊治療においても上限30万円を助成をし、対象となる治療について、1子ごとに6回までの助成が受けられるよう給付内容が大幅に改正をされました。

対象となるのは、妻の年齢が43歳未満とされ、治療方法としては、体外受精、顕微授精、凍結融解胚移植などとされております。

佐用町では、兵庫県の特定不妊治療助成制度に基づき、県からの助成を受けた方に対して、必要経費から県の助成額を控除した額に10万円を上限として、現在、助成をいたしております。

特定不妊治療は、医療機関により治療方針が異なることや対象となる夫婦の身体の状態、さらに、1回の治療費が自由診療のために約10万円から約80万円くらいというふうに、非常に幅広くて、自己負担が高額となる方もおられるというふうに聞いております。

特定不妊治療助成制度を利用された方は、平成30年度は町内で8組、延べ12件。令和元年度は5組、延べ8件。令和2年度は4組、延べ4件。令和3年度は現時点で3組、延べ3件と、平成30年度以降、合わせて27件の申請があり、そのうち、町の助成により自己負担額がゼロとなったケースは16件となっております。

一方で、一部の方ですが、県及び町の助成制度を活用しても自己負担額が38万円を超えるようなケースもあったということでもあります。

特定不妊治療をされて妊娠および出産に至ったケースは、平成30年度で8組中6件、令和元年度で5組中2件、令和2年度で4組中2件、令和3年度は3組中2件であり、治療者の約60%が出産に至っております。

今後、国では、「子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現する」という方針で、令和4年度からの特定不妊治療に対する保険適用の検討がなされているということを知っております。

現在では、まだ、特定不妊治療に対する保険適用はなされておられませんので、治療に要した費用の全額を一度窓口で負担していただいた上で、後ほど、県や町からの助成が受けられるために、先ほど申し上げたような高額な治療費を診療のたびに窓口で支払う必要がございますが、当然、保険適用となりますと、医療費に対する自己負担分のみを支払うために、医療機関での窓口負担は軽減はされます。

現段階では、保険適用後の自己負担について、従来の助成制度を国・県が支給方法を変えて継続していくのか、否かの情報などがございませませんが、助成制度など支援策の必要性を含めて、当然、国の動向を見ながら、町としても、近隣の市町の動向も見て、できるだけ負担が軽減できるように、検討をしてみたいというふうに考えているところであります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員。

11番（岡本安夫君） 結局、自己負担、治療によってはゼロになっているんですね。

そのことは、ちょっと知りませんでしたけれども、私の知り合い、あるいは、そのほかの方に聞いた話では、その方は、なかなか、自分が何ぼ要ったというような話は、こういう話は、なかなかしにくいものであれだったんですけども、助成を幾ら受けたかは知りま

せんけど、実際、どのくらい使われましたかと聞いたんです。

そうすると、軽四が買えるぐらいと言われたので、軽四って、今、軽四何ぼしよんかなと思って聞いたら、これですかと聞いたら、いやいや、もう 200 万と、その方は、おっしゃったんです。ということであれなんです。

それと、たまたま、娘の知り合いが、すぐに今年産まれるんだけれども、いわゆる体外受精でしたんだということで、その方の自己負担を聞いたら 100 万円使って 30 万円返ってきたと。これは、町内の人じゃないんですけども、というふうなことで、まだまだ、高額負担されている方がいるんじゃないかということ。

それと、先ほど、話をした方によると、この助成制度自体を知らない人がいるんじゃないかというようなことを、おっしゃいまして、と言うのはと聞きますと、病院に行った時に、その病院は、兵庫県では、こういう制度がありますよ。そして、各市町村でも、こういう制度がありますから、まず、兵庫県に申請して、それから、町に行かれたら助成受けられますよというふうなことで、もしかしたら、先ほど、町長がおっしゃいました、今、5.5 組に 1 組ぐらいは、不妊治療受けられていく方がいるんじゃないかというふうなことをおっしゃいました。

佐用町の出生者数から言うと、先ほど、平成 30 年からの利用者の方の数からいうと、もしかしたら、知らないで、そのまま行っている人がいるんじゃないか。

あるいは、もう 1 つ、職場の理解が、なかなか得られないんじゃないんですかというふうなこともおっしゃっていました。

なので、佐用町だけじゃなくて、今、少子化問題というのが、大きな課題になっております。子育て支援、十分にしているんですけど、ここらあたり、子育て支援の、もう 1 つ前の、子供が産まれる支援というのが、助成額を見ると、そんなに大して佐用町、金額的には助成していないですよ。まだまだ、出せるような余裕があるんじゃないかと思いません。佐用町で、子供を産むと、不妊治療には一切負担金要りませんよとぐらいな、思い切った政策打ち出してもいいんじゃないかと思えます。

それと、やはり、回数制限というのが、ものすごい不安になるそうです。その方も、顕微授精いうんですか、それをやって、3 回目か 4 回目の最後のあれで、やっとしたんだということで、やっぱり回数が迫ってくると、ものすごい不安、ストレスになるということ、ある県とか自治体みておって、もしかしたら、そういう回数や撤廃しているところもあるんじゃないかと思えます。どうです。ここで思い切って佐用町、自己負担ゼロにしますよとか、回数を撤廃しますよというふうな政策を打ち出す気はないですか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まだ、これだけの少子化の中で、結婚される若い人たちも町内少ない。その中で、5.5 組に 1 人ぐらいが、今、そういう治療も受けられている調査結果もあると。件数見ても、これまで、最近の例では 27 組ぐらいですね。

ですから、別に、今、言われるように、佐用町にとって、財政的に、それが非常に難しいという問題では、当然ありません。

ただ、不妊治療というのは、私、詳しいことは、なかなか専門じゃないので分からないんですけども、保健師なりに、いろいろ聞いてみますと、非常に、そうした経済的な問題よりも、やはり身体的に非常に負担のかかる治療。6 回の、今、回数で、国が決めると。なかなか、6 回不妊治療を受けるということ自体、これも逆に母子といいますか、

特に女性の体にとって、あまり無理してしまうと、逆に、子供のことだけじゃなくて、自分の体自体を痛めてしまう。そういうことも、やっぱり心配をされると。

そのへんがあつて、あまり幾らでもやったらいいということではない。

特に、回数を、1年に何回もできるものではないらしいですね。その方の体の状況なり、医師が診て、1年に1回できるのか、2回できるのか、私、分かりませんが、だから、6回もしようとすると、何年もかかると。だから、そこになってくると、やはり、それを続けるということ自体を、逆に、制限をしていく必要があるだろうということでもあります。

それから、現在でも、最近になって、国のこの助成というのが拡充されて、1回30万円で、6回までできるとか、男性のほうに対しても同じようにできるようになっております。

一番問題は、やはり自由診療ですから、病院、医院の医師の自由裁量ですね、診療費というのは。ですから、これまでも私どもの担当者のほうが調べて調査した結果、今、データの中で、1回10万円ぐらいから80万円というような高額な医院までであるという実態があるわけです。

ですから、今、岡本議員が言われる、1人200万円ぐらいかかったと言われるのも、納得はいくんですね。例えば、80万円もかかるようなところで、そうした治療を受けられると、助成を、町の助成が10万円、30万円、県の助成受けても、40万円は自己負担が最終的に要るわけですから、ですから、すぐに3回、4回受ければ100万円超えてしまいますね。ですから、これが、保険適用ということになると、診療報酬というのが、ある程度、規定をされて、そういう診療に対しての点数によって、医院のほうも請求をしなきゃいけない。それによって、自己負担というのかかる。その自己負担に対して、どう、これまでのような助成を国としても、今でも6割ぐらいの人が、計算すると27件中16件ぐらいが、ほとんど自己負担ゼロということであれば、6割ぐらいが、もう既に、その範囲内でできているということなので、そういうふうな取扱いが継続できるかどうか、そのへんが、もし国としては、保険診療だけという形になれば、その差額、自己負担分を町が助成もしていくという方向も、これも、また、いろいろと検討していくということになろうかと思っております。

ですから、非常に、そういうデリケートな、いろんな問題を抱えておりますので、ただ、お金を助成して、どんどん不妊治療受けてくださいということを求めるといいますか、推奨するというのも、いろいろと、逆に、そうした健康上の問題、精神的な負担の問題、いろいろとあるということも、これも当然、考慮に入れなきゃいけないということだと思います。以上。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員。

11番（岡本安夫君） おっしゃるとおり、非常にデリケートな問題があると思います。

そこで、やはり、ひとつ経済的負担というのが、1つのハードルになっているのであれば、ハードルを下げるということではできないんですけれども、やはり、ちょっと、踏み段ぐらい貸してあげるとか、そういうこともあり。

それから、町のあり方というんですか、町の雰囲気として、やはり若い人に優しい町というんですか、そういうイメージというんですか、そういうのもつくっていくにも、いいんじゃないかなと思います。すぐに、他市町の動向見て、あるいは近隣の動向を見てとかいうようなことがあるんですけれども、やはり、たまには、何か一番に宣言するというようなこ

とも必要じゃないかと思えます。

移住とか定住を促進していく中で、もしかしたら、そのことで人が来てれるかもしれませんが。それによって、一気に増えるということはありませんけど、やっぱり、少子化対策、人口減対策というのは、本当に小さなことの積み重ねが重要ではないかと思えます。

今まで、こういうことを検討されたかどうか知りませんが、これを機会に、本当に十分検討されて、今後のまちづくりに生かしていただいて、佐用町は、本当に若者に優しい町なんだなという、そういうイメージもつくっていただけたらなと思えます。

そういうことで、質問終わります。

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと4名の方の質問が残っておりますが、これで本日の日程は終了したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。

次の本会議は、明日、9日、午前10時より再開します。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時11分 散会
